行革プラン (平成19~21年度) 改革事項別補足説明資料

集中改革プラン(平成17~21年度)と共通

平成19年3月四日市市

改革事項別補足説明資料 目次

基本項目	
1.	事務事業等の改善・再編・統廃合等 ・・・・・・・・・ 1
2 .	外部委託等の推進 2 6
3 .	定員及び人事管理の適正化 ・・・・・・・・・・・ 6 6
4 .	給与の適正化 7 3
5 .	組織機構の見直し 7 5
6 .	外郭団体の見直し 8 2
7.	経費節減等の財政効果 ・・・・・・・・・ 8 4
8.	地方公営企業の経営改革 ・・・・・・・・・・・・ 9 0
9.	集中改革プラン(平成 17~21 年度)において
	平成 18 年度までに完了した改革事項 9 5
行革プラ	ン(平成19~21年度)用語解説集 ・・・・・・・・ 1 1 1

担当所属	経営企画部政策誌	果·行政経営課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	1 (1)			
改革事項	業務棚卸表を基本	業務棚卸表を基本ツールとするマネジメントサイクルの形成						
	時業務棚卸表)、對	業務執行(Do段階:	て位置付け、計画(F 事務引継、組織管 西)による「Plan-Do	理、外部委託検討	等)と評価(See段			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
改革内容 及び 年次計画	業務棚卸表による行政評価において1次評価、2次評価(各部局政策推進監と行政経営課で共同)を実施行政評価委員会を設置し、外部評価の検討開始「Plan - Do - See」のマネジメントサイクルを推進	次期戦略プラン策定に向けて戦略プラン (平成16~18年度)の現況報告作成(評価表の改善) 行政評価委員会による戦略プラン・評価の仕組み等に関する検証の実施 「Plan - Do - See」のマネジメントサイクルを推進	業務棚卸表を組織作 戦書として改善検討 行政評価委員会によ る評価システム、運用 の検証・改善 「Plan - Do - See」の マネジメントサイクルを 推進	第2次戦略プランに基 e」のマネジメントサイク				
光效细红丰	上位又は	任務目的	目的志向·成果重	視による行政経営シ	ノステムを構築する			
業務棚卸表	業務2桁又	は4桁手段	行政評価の推進					
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	厳しい財政状況が続く中、従来型の行政運営では、多様化し複雑化する市民ニーズの変化に対応が難しくなっている。そこで、行政運営の仕組みを根本から見直し、業務の効率化や成果重視の行政サービスによる経営型行政運営への転換を目指すため、業務棚卸表を改革の基本ツールとして導入した。業務棚卸表は、平成13年度に職員研修に採用して以来、平成14年度から本格導入し、枠配分予算との連携、総括表と基本表の2表制を図っている。また、平成16年度に事後評価の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「別2000円の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「別2000円の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「別2000円の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「別2000円の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「別2000円の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「別2000円の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「別2000円の実施、平成17年度からは2000円の実施、平成17年度からは2000円の実施している。							
期待される 改革の効果	指標と目標の測 ことができ、より妥当	定によって従来より	イクルの推進による: は客観的かつ合理 尊けるようになること の意識改革。	的に施策や事業等				
取組状況 及び 今後の方針	評価を基に2次評した、評価表をわかり 政評価委員会によ	価を実施し、各部局 〕やすく見やすい様 る外部の視点から	る業務棚卸表ブラッ るヘフィードバックす 式に改善し戦略プ の評価導入を進めた マネジメントサイクリ	る仕組みを整備す ランの現況報告書だ。今後は、業務棚	ることができた。ま をまとめたほか、行 卸表を組織の作			

扣小代售	双类人而如功等部	1. /二次级学=		改革番号	2		
担当所属	終呂正凹部以東胡	経営企画部政策課·行政経営課 (2)					
改革事項	政策マネジメントの	強化					
	経営戦略会議においてトップのめざすビジョンと業務棚卸表に示される組織の使命をもとに政策の重点化を図り、それに応じた人的・財政的な資源配分を行うことによって、各事業部門がその実現に向け戦略的に施策や事業を展開する本市独自の政策マネジメントを構築し、その機能を高める。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	次期戦略プラン(平成 19~21年度)の策定 準備 集中改革プラン(平成 17~21年度)の策定・ 公表	次期戦略プランの策 定・公表	第2次戦略プランの実施とローリング				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	成果志向に基づく約	B営型行政運営によ	り行政機能が高まる		
未物伽叫化	業務2桁又	は4桁手段					
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	本市は、業務棚卸表による目標管理手法を基本に政策プラン、財政プラン、行革プランの3つのプランを一体とした行政経営戦略プラン(平成16~18年度)を策定し、この戦略プランによる経営型行政運営を推進している。戦略プランの中核には、経営戦略会議、業務棚卸表によるマネジメント、財源配分方式予算編成の3つのシステムが相互連携する形で、全体の推進エンジンの役割を果たしている。平成17年度には、国の方針により、行革プランを再構築して集中改革プランを策定したところであるが、平成18年度には第2次行政経営戦略プラン(平成19~21年度)の策定に取り組み、基本目標、任務等の見直しを行うとともに、3つの推進エンジンの機能アップを図っていく。						
期待される 改革の効果	地方分権に対応し 率化、市民への説		ーーーー 的な自治体経営、i	────── 政策目的や目標の	明確化、行政の効		
取組状況 及び 今後の方針	戦略プランの推進エンジンとして、経営戦略会議、業務棚卸表によるマネジメント、財源配分方式予算編成の3つのシステムを相互連携する形で運用している。平成17年度には、国の方針により、行革プランを再構築して集中改革プランを策定した。平成18年度には第1次行政経営戦略プラン(平成16~18年度)の実績等の中間評価、行政評価委員会(委員長 北大路明治大学大学院教授ほか外部専門家で構成)における戦略プランの基本構造や策定プロセス等に関する技術的助言等を踏まえ、策定方針や手順を整理して、第2次行政経営戦略プラン(平成19~21年度)を策定した。また、地方自治法の一部改正(平成19年4月1日施行)に伴う副市長制度の導入と収入役制度廃止による会計管理者の設置等の整備を進めた。平成19年度以降は、第2次行政経営戦略プランを実施するとともに、ローリングを行いながら3つの推進エンジンの機能アップを図っていく。						

担当所属				3 (3)		
改革事項	外部評価の導入					
	業務棚卸表(See段階)における現場の管理者の自己評価を基本としつつ、評価視点の多角化を図って総合的な評価体制を構築するため、外部の専門家等による評価委員会を設置し、外部の視点による評価を導入する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	行政評価委員会の設置、外部評価の仕組み、評価対象、評価 方法等の検討	行政評価委員会によ る戦略プラン等の評価 導入・実施		よる評価システムの運用 ・システムに係る技術的		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	目的志向·成果重	視による行政経営シ	ノステムを構築する	
>K 3/3 Hab = 1	業務2桁又	は4桁手段	行政評価の推進			
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	界がある。そこで、 に、1次(各課の自 部の視点から評価	行政評価については、内部だけの評価の場合、現状肯定や組織の既得権の擁護という点で限界がある。そこで、外部の視点による評価を導入して、それを補うことが必要である。そのために、1次(各課の自己評価)、2次(政策推進監と行政経営課による共同評価)の内部評価、外部の視点から評価のしくみや運用のチェック、監査委員による監査での評価結果の活用など、評価視点の多角化を図りながら、市民にわかりやすいかたちにまとめ示していくことが課題となっている。				
期待される 改革の効果	評価のしくみや運用が妥当性を持って行われているか外部の視点からのチェックが図られること 内部評価のみでは陥りがちな現状肯定や組織の既得権擁護等の抑止が図られること。 多角的な評価視点の導入によって、問題発見や課題抽出の幅が広がり、あるべき方向性等 の議論が深まること。 評価を市民にわかりやすいものとし、市民への説明責任となること。					
取組状況 及び 今後の方針	行政評価委員会(委員長 北大路明治大院教授ほか外部専門家で構成)については、平成17年12月に設置し、行政評価システムに係る評価の運用やプロセスに関して適正かつ有効に機能しているかのチェック、評価の制度やシステムに係る技術的助言等を実施するものとして位置づけた。 平成18年度の行政評価委員会では評価表の新様式変更、戦略プランの基本構造と独自の経営システムに対する評価、第2次戦略プランの策定に関する技術的助言を受けた。第2次戦略プランの計画期間においては、行政評価委員会の役割や機能を実効性のある体制として整備し運用していく。					

		-					
担当所属	経営企画部行政経営課·財政経営課	·監査事務局	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	4 (4)			
改革事項	決算や監査における行政評価の活用						
	投入した予算によってどのような結果が得られたか、議会や市民に説明責任を果たしていくため、業務棚卸表に掲げる達成すべき目標やその実績等を決算説明資料や監査資料に活用し、事業の評価に基づいた施策や事業の見直しに結びつける。						
改革内容 及び	平成17年度 平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
年次計画	監査時のチェック機能を充実強化するための 監査ツールとして各課の業務棚卸表に掲げる 目標年度、達成目標の実績及び成果につい て定期監査調書及び行政監査調書と平行し て活用	E継続するとともに、より [、] 査ツールの調査研究	一層客観的な指標によ				
業務棚卸表	市の財政が公正かつ効率的に執行されているのか、市 行政の実績や成果が住民の福祉と行政水準の向上に 寄与しているのかどうかに重点をおいて監査事務の補 助を行う						
	業務2桁又は4桁手段 監査委員による定期監査等の実施						
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等							
期待される 改革の効果	監査対象課の年度目標、達成目標の実績、成果を数値により具体的に確認すること。						
取組状況 及び 今後の方針	引き続き定期監査·行政監査時における各課の年度目標·達成目標の実績、成果を確認する ために、監査調書を補完する手段として、業務棚卸表の活用について研究を行う。						

担当所属	経営企画部財政経	· · 営課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	5 (5)	
改革事項	財源配分方式によ	る予算編成システム	ムの推進			
	限られた財源でどのような成果を上げるかという視点に立って、経済性、効率性、有効性の3つの尺度に基づき予算編成をしていくため、業務棚卸表と連動した財源配分方式による予算編成システムを推進する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	財源配分方式による予算編 成システムの実施と改善改良 財源配分方式による予算編成システムの実施と改善					
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	中長期的視野に基	ばづく、持続可能な関	財政運営	
אליינונון לעניין	業務2桁又	は4桁手段	健全財政を目指し	た予算調整		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 改革内容の説 明等	古部局が主体的に予算編成を行うシステムであるため、合部局が予算配分するに当たっての					
期待される 改革の効果	効率的、効果的な財源配分ができる。 各部局の自主性、自立性の確保や、職員のコスト意識の改革が図れる。 各部局の判断で、事業の廃止、新規立案が柔軟になされる。					
取組状況 及び 今後の方針	業務棚卸表と連動した予算制度とするため、各部局において平成18年度業務棚卸表を作成するほか、任務別予算資料を作成し、経営戦略会議で予算編成方針を協議した。また、各部局の創意工夫・努力による自主的な経費節減等による効果を枠配分額に上乗せするインセンティプ予算を平成18年度当初予算から導入した。					

担当所属	総務部人事課·市	総務部人事課·市民文化部男女共同参画課 改革番号 6 (7)					
改革事項	審議会·委員会等	への女性の参画促	進				
	「審議会等女性委! る。	「審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会・委員会等への女性の参画を促進する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	審議会等女性委員登用の促進取組、「人材リスト」の検討		人材 番譲会寺女性会員宣用の促進取組、 「人材リスト」の登録 利田				
業務棚卸表	上位又は	任務目的		権を尊重し、責任も の個性と能力を発			
	業務2桁又	は4桁手段	男女共同参画施策	を推進する			
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	審議会等の委員の選任にあたっては、男女共同参画の視点から人事課と男女共同参画課が連携し、登用推進要綱の趣旨の市役所内への啓発、指導などに努めており、女性委員登用率は27.8%(平成18年6月現在)となっている。同要綱の目標である40%(平成22年度)を目指し、女性委員の人材の養成や発掘に努めるとともに、登用促進につながる仕組みを確立する必要がある。						
期待される 改革の効果	委員各自の学識経験等に基づ〈議論に加えて、女性または男性としての視点からの意見が議論に反映され、男女共同参画の視点に立った施策にもつながる。						
取組状況 及び 今後の方針	「人材リスト」作成の	定の際には人事課)ため、各種審議会	、男女共同参画課 ・委員会の名簿の	進計画書を作成した 事前協議を徹底し、 隆理や検討を行った で性の登用を推進し	指導を行った。 こ。		

担当所属	総務部IT推進課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	7 (8)	
改革事項	新住民情報関連シ	ィステムの構築				
	現行の住民情報関連システムは導入後15年以上を経過しており、運用保守の困難化と併せ、 多数の人員と多額の運用経費を投入していることから、新システムを導入し、経常経費の大幅 な削減を図る。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	設計作業システム構築作業	システム構築作業 基幹システム個別システムの開発 保健福祉システム・滞 納整理システムの改 修	データセットアップ作 業等			
業務棚卸表	上位又は	任務目的	より簡素・効率化を		政事務の標準化に	
>N 3/3 Hab = 1- DX	業務2桁又	は4桁手段	窓口支援システム 新住民情報関連シ	⁄ステムの構築		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	現行システムが導入後15年以上経過する間に、法改正や運用変更によるシステム改修が幾重にも施され、運用保守の継続が困難になりつつある。また、システムに対する要求は年々多種多様になってきており、自前で今後のシステム要求対応を行っていくには、経費が増大することが懸念される。パッケージソフトを導入することによって、スケールメリットが得られ、システム保守経費を軽減することが可能である。					
期待される 改革の効果	システム運用保守の外部委託と経費の削減 システム稼動時間の拡張					
取組状況 及び 今後の方針	新住民情報システム(税業務・賦課収納業務等)構築作業を実施した。 個別業務システムとの連携システムを構築した。 新住民情報システム適用テストの結果、本番稼動へ移行するには作業内容の見直し・再調整 が必要であり、当初計画どおりシステム適用を実施すると現行運用に支障をきたすと判断し、オンラインの稼動を平成19年度まで延期することとした。					

担当所属	総務部IT推進課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	8 (9)	
改革事項	情報セキュリティ対	策の評価と見直し				
	情報セキュリティ対	情報セキュリティ対策を統合し、定期的な見直しを行うための評価システムを構築する。				
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び						
年次計画	・情報セキュリティボリシー (方針、対策基準)の 策定 既存のセキュリティ対 策の洗い出しと集約 全体的な方針、 基準の確定	・情報セキュリティボリシー (実施手順)の策定 全体システムについて情 報資産の洗い出し、 再チェック,リスク分析 ・(H19)	・情報セキュリティボリシー (実施手順)の策定 全体システムについて実 施手順策定 ・情報セキュリティ対策の 評価,見直しシステム構 築 評価システム調査・ 検討 (H18 H19)	・情報セキュリティボリシー (実施手順)の策定 (継続) 個別システム ごとに実施手順策定 (H19 H20) ・情報セキュリティ対策の 評価・見直しシステム構 築 評価システム作成 (H19 H20)	· 評価·見直しシステム運 用開始 (H20 H21)	
¥₹₹₽₩₽⊓≠	上位又は	任務目的	市民の利便性向上より簡素・効率化を		政事務の標準化に	
業務棚卸表	業務2桁又	は4桁手段	庁内情報基盤整備 セキュリティポリシ・			
•	情報セキュリティ対策の不備により、個人情報漏洩やデータ改ざん、盗難などの情報セキュリティに関する事件、事故による行政への信用失墜、(賠償などによる)財政負担などの問題が懸念されることから、現在は、個別に作成・運用されている様々なセキュリティ対策を、体系的に取りまとめ、情報セキュリティポリシーとして統合することにより、全庁的な取り組みとして統一的な運用を実現し、対策に漏れや偏り、重複などが発生しないようにする。さらに対策自体の効果					
期待される 改革の効果	情報セキュリティを維持し続けることにより、行政への信用・信頼の確保に寄与できる。 また情報漏洩やデータ破損に伴う経済的な負担を未然に防ぐことができる。 なお、この事業による定量的効果は認められない。					
取組状況 及び 今後の方針	平成18年度においては、情報セキュリティポリシー基本方針案に従い、全体的な機器・システムについてのリスク分析を行っている。これを基に情報セキュリティポリシー対策基準案の見直しを行い、情報セキュリティポリシーを確定する。 今後の作業としては、確定版情報セキュリティポリシーの承認・周知を行うとともに、実施手順の策定に着手する。					

担当所属	総務部IT推進課・	税務理財部調達契	約課	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	9 (10)	
改革事項	電子入札システム	の導入				
	三重県内の自治体において共同で導入を検討している電子入札のシステムについて、入札参加者の対応状況等を検討しながら、業者の登録業務等も含め検討し、導入を図る。					
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	電子化方針の検討 先進自治体の調査・ 研究 仕様の検討 仕様書案の策定 運営形態等の検討 共同化ワーキングの 参加継続意向確認	仕様の検討 運営形態等の検討 仕様書案の策定 業者登録システムの 検討 共同化ワーキングの 参加継続意向確認	仕様の確定 運営形態等の確定 概算費用の見積り 費用負担の決定 調達仕様書の決定 共同化参加意向の確 認	構築·試行·稼動 (電子入札·業者登 録(工事) ·入札情報公開)	構築·試行·稼動 (物品調達·業者登 録(物品))	
業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民の利便性向上 より簡素・効率化を		政事務の標準化に	
来勿伽叫化	業務2桁又	は4桁手段	行政サービスのIT ^r	化		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	以前より、郵便入札の導入・条件付一般競争入札の実施により、公平性・透明性及び競争性の確保を図ってきているが、市及び入札参加者ともに事務量が増大した。 当システムの導入により入札事務を合理化し事務の軽減を図るとともに、入札・契約事務に関する情報を広く提供することを前提としたシステム構築を行い、公共事業のさらなる透明性、公平の確保を図る、するに発さ機関に出向れずにインターされたとで業務を可能とすることにより、公共の確保を図る、するに発さ機関に出向れずにインターされたとで業務を可能とすることにより、					
期待される 改革の効果	電子入札システムの導入により、事務を合理化し入札の公平性、競争性を確保するとともに、入札参加者のコスト削減を図る。					
取組状況 及び 今後の方針	電子入札共同化のため三重県及び県内市町とともにワーキンググループを立ち上げ、平成17年度に共同化の目的を定めた。また、県で採用されているコアシステムを想定システムとして仕様の検討を行い、概算費用の算出、自治体ごとの負担割合を検討した。 平成18年度については、県コアシステム・ASP方式によるコアシステム等のデモを実施し検討を行った。また、スケジュール案については、ワーキンググループで再検討の結果、運用開始を平成20年度以降とすることとした。業者登録システムついては、県の電子申請システムをカスタマイズすることによるシステム導入の検討を行った。 平成19年度以降は、システムの仕様を確定した上で、各自治体の参加意思確認や費用負担の決定等を行い、平成20年度に運用の一部開始を目指す。					

担当所属	市民文化部市民文	【化課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	10 (11)
改革事項	地区市民センター	の見直し			
	地区市民センター 用するなど、住民自	の運営について、住 自治の推進を図る。	民主体の観点から	民間人を地域マネ	ージャーとして登
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
及び 年次計画	地域マネージャー8人 新規配置と平成18年 度11人募集	取組み課題設定、研修 強化、更新時の評価 公民館事業への関リを 強化	評価、能力向上 センターを通じて実施 している業務システム の全庁的な見直し バリアフリー対策や、 地域活動の活発化に よるセンター利用者増 への対応策検討	バリアフリー対策や、地 センター利用者増への窓口の休日夜間対応 し	地域活動活発化による 2対応策検討 とセンター体制の見直
業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民がその個性と 社会になる	能力を発揮でき、多	そ心して暮らせる
来初加加中代	業務2桁又	は4桁手段	地域社会づくりへの	の支援を行う	
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	地域マネージャーに、民間や地域活動での経験を十分発揮してもらうためにも、それらをフォローする研修等が不可欠。 より住民に近い立場で地域社会づくりへ関わっていただくことで、住民主体のまちづくりが加速される。 今後は、高齢化が進む中で、バリアフリー化の視点で、1階の有効活用を検討するなど、より市民が使いやすいセンターの環境整備や休日・夜間の窓口開設などについてさらなる検討を進める必要がある。				
期待される 改革の効果	地区市民センターにおける地域社会づくり業務については、住民主体で進められる環境づくりを進めるとともに、館長以下、職員は本庁との調整などで、より一層汗をかいていく。そうすることで、地区市民センターのより効率的な運営も達成される。				
取組状況 及び 今後の方針	めてきた地域マネーるよう研修の充実、 に努めている。 また、平成18年12)	は、総合事業費補助 ージャーの導入は平 取り組み課題の設定 目に、地区市民セン 内容も含めて調査検 した。	成18年度において E、公民館事業への ターを、今後、より-	配置完了。その能)積極的な関与、更 -層、市民ニーズに	力をより発揮でき 新時の評価など こ合致したものに

担当所属	市民文化部市民文	化課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	11 (12)	
改革事項	連絡員制度の見直	īl				
	個人情報保護の観点から、個人宛て文書を可能な限り郵送化するとともに、連絡員の業務内容について、全市的な均一化に向けた見直しを行う。					
改革内容 及び	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
年次計画	全庁的な文書量調査 に伴う報償金単価の 見直し 連絡員業務の実態調 査の実施	関係各課との調整、 及び個人宛て文書の 郵送化の推進 連絡員の業務内容の 均一化に向けた配布 方法、報償費の検討	個人宛て文書郵送化 の継続的な推進 全市的な連絡員の業 務、出勤日数、報償 費等の検討 他都市の広報等配布 方法を調査		個人宛て文書郵送化 の徹底 他都市の取組みをもと に広報等の配布方法 について関係課と調 整、検討、見直し	
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民活動が楽しく	文化の薫りあふれる	都市になる	
>K 3/3 ma=1- CK	業務2桁又	は4桁手段	市民ニーズを把握	し、市政に反映させ	±3	
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	個人宛て文書の郵送化が着実に進んでおり、財源確保ができれば郵送化の完全実施も可能である。 現在、全戸配布の文書(広報よっかいち等)については、原則連絡員が直接配布することになっているが、連絡員による全戸配布は全世帯の約57%であり、地域事情から自治会組織等の協力を得て配布しているところも約43%ある。そのため地域の実情を勘案しながら、連絡員業務の均一化を図っていく必要がある。					
期待される 改革の効果	個人宛て文書の全面的な郵送化により、信書の取扱いの適正化が図れ、現在週2回以上出 勤の連絡員の配布に比べ配布日数が短縮できる。郵送料は増加するが、連絡員による配布を 広報よっかいち、回覧文書に限定していくことで、連絡員の出勤日数をその発行日に合わせ 段階的に減らすことが可能になるとともに、連絡員経費も削減できる。なお、広報よっかいちの 配布方法についても他都市の事例等も参考にしながら調査検討を行う。					
取組状況 及び 今後の方針	市民センター館長 て検討しており、平 書の郵送化が進み ても、報償金単価(による各連絡員へ(成19年度中に一元 連絡員による配布 D見直しを行う。 なる	務内容の均一化に の聞き取り調査を実 Eの方向を導き出し 文書が前年度比4. お、広報よっかいち て調査検討し、平原	施し、その結果をも たい。また、平成18 1%減となるため、 ³ の配布方法につい	さに見直しについ 年度は、さらに文 P成19年度におい ても県の動向や他	

担当所属	教育委員会教育総	â務課·保健福祉部	児童福祉課	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	12 (13)		
改革事項	幼稚園・保育園の	一体化と一元化施詞	段の検討				
	「四日市市就学前教育検討委員会」の答申のほか、国における「就学前の教育・保育を一体して捉えた一貫した総合施設」の検討の動向を踏まえ、幼稚園・保育園の一体化とそれぞれ機能を備えた認定こども園等の新たな総合施設制度導入の是非について検討を行い、新た幼保の関係づくりを目指す。						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画		塩浜一体化園での成果等を検証するとともに、国の法制化に伴う認定ことも園制度の法制化の是非を検討等の中で、新入園児等の動・保育園の対けた今後の収り組みについて検討	平成18年度の検討を 受けて、幼稚園・保育 園の新たな関係づくり に向けた今後の取り 組み方針のまとめ				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	豊かな市民生活の られる	礎となる教育環境	·教育方針が整え		
来初加岭代	業務2桁又	は4桁手段	事務局内の諸調整	を、学校との連携			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	保育の場を確保しめ、平成17年4月に を踏まえ、両施設の	業務2桁又は4桁手段 事務局内の諸調整、学校との連携 園児数が大幅に減少している同一行政区域内の塩浜幼稚園と塩浜西保育園について、集団 保育の場を確保し幼児の社会性を培うとともに、効率的な園運営や施設の有効活用を図るため、平成17年4月に一体化したところである。このような中で、国の総合施設制度の検討動向 を踏まえ、両施設の機能を融合し、かつ、地域における子育て支援機能を備えた認定こども園 等の新たな総合施設制度の導入の是非について検討する。					
期待される 改革の効果	小規模園の解消による集団保育の確保 就学前教育・保育の充実 地域における子育て支援機能の充実・拡大 保護者の就労状況に関わらない就学前教育・保育サービスにおける保護者選択肢の拡大 一体化施設による管理事務の効率化と施設の有効活用						
取組状況 及び 今後の方針	の改善,見直した- ため保護者アンケー いて報告書を作成	ー体化カリキュラムト ートを1月に実施し、 。認定こども園につ	体化園中間報告」(こ基づき塩浜一体化、平成18年度末にだいては、県の説明: ついては、県の説明: ついて協議・整理に	七園を運営し、平成 ま2年間の課題と今 会に参加するなど帖	17年度との比較の 後の方向性につ		

担当所属	商工農水部農水排 (食肉地方卸売市:	長興課 場・食肉センター)		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	13 (16)		
改革事項	食肉流通再編、統	合の検討					
	畜産公社の運営が取扱頭数の減少などにより一段と厳しい状況の中、施設の維持管理、市場機能強化対策など市の財政負担が増大している。現在、四日市地区食肉流通再編統合検討協議会において、「三重県食肉流通再編統合の基本的方向」について議論をしており、今後は、三重県及び全市町が財政負担を行うというコンセンサスを得ながら、効率的、安定的な県域食肉処理施設への再編を検討する。						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容							
改革内容 及び 年次計画	食肉流通再編検討推進 ワーキングを開催して四 日市、松阪の両公社、処理施設について情報及 び、意見交換 「食肉流通を考える」シンポジウムを開催し、地関の 施設、食肉卸売市関係者、 地勢市町、議員に理日市 市食肉市も場に今求められているもの」をテーマに 講演会を実施	平成18年度に開場する新名古屋食肉市場の影響を見極めて今後の方向性を検討食肉市場改革の方向について流通の専門家、有識者などの意見を求め、取りまとめ	流通の専門家、有識者の意見の取りまとめを踏まえて、施設管理、業務運営のより一層の効率化、合理化に取り組みながら、引き続き県域食肉処理施設への再編、統合を検討	を踏まえて、施設管理、業務運営のより一層の効率化、合理化	施設管理、業務運営 に係る課題を整理して、県域食肉処理施設への再編、統合方 針の中間取りまとめ		
業務棚卸表	上位又は	任務目的					
来初加加西北	業務2桁又	は4桁手段					
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	があるなど両公社(と畜頭数の処理能	四日市と松阪とは、処理施設の管理、業務運営形態の違いから、さらに四日市には市場機能があるなど両公社の違いが多いことから意見集約が進まない。 と畜頭数の処理能力上から、また利害関係者の合意形成からも、いずれかの施設を閉鎖することは困難であり、現時点での再編、統合のメリットは少ない。					
期待される 改革の効果	食肉流通の効率化、安定化等。						
取組状況 及び 今後の方針			開催して関係機関の D情報、意見交換に				

担当所属	商工農水部農水排	長興課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	14 (53)		
改革事項	集団転作、水田転	作支援業務等の見	l直し				
	平成19年度から国の制度が大きく変わり、農業者からの申告に基づく水稲の作付状況、転作状況を確認し、水田農業ビジョンや諸規定に基づく、国への報告、農業者への通知・交付金の交付等の事務について、水田農業推進協議会が行う業務とされたが、協議会構成員である市の果たすべき役割についての検討を行う。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画		国の制度改革の動向を見ながら、農業者・ 農業者団体等との協議	農業者団体等が行う 需給調整対策に係る 支援業務を水田農業 推進協議会が実施				
業務棚卸表	上位又は	任務目的	農水産業を活性化	ごする			
	業務2桁又	は4桁手段					
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	の生産調整を行う を水田農業推進協	こととされた。従来は 弱議会が行うこととな ざるをえないと考え	成19年度からは、見 ま市が担うべきとされ った。 しかし、 水田! られ、 事務の効率!!	いていた業務につい 農業推進協議会に	Nて、そのほとんど おいては、市が中		
期待される 改革の効果		水田農業推進協議会が行うとされた複雑で膨大な事務量の転作支援業務の役割分担を図ることにより、事務の軽減が期待できる。					
取組状況 及び 今後の方針	行することとされた を行うこととされてる た。	。また一方で、水田 おり、こうした生産調	からは農業者・農業 農業推進協議会か 整に係る市の業務 員であり、他の構成	で農業者団体等の主 は限られた一部の	E体的取組の支援 業務のみとなっ		

15 担当所属 商工農水部けいりん事業課 改革番号 (17)改革事項 競輪事業の存廃を含めた見直し検討 競輪事業を取り巻く環境が厳しく、地方財政への寄与という基本的な目的を果たすことが難し くなっていることから、競輪事業の運営のあり方について、存廃を含めた見直しを検討する。 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 改革内容 及び 年次計画 四日市競輪場経営改 善計画策定報告書の 「四日市競輪の今後 分析 のあり方検討委員会」 包括外部委託に係る における競輪事業の 先進市事例の調査研 毎年、検証委員会による検証評価を実施 あり方検討 競輪事業のあり方 方 「四日市競輪の今後 針決定 のあり方検討委員会」 の設置 上位又は任務目的 市の一般会計へ繰出金を拠出する 業務棚卸表 業務2桁又は4桁手段 問題点の整理 公営により自転車競走を実施する目的は、自転車競技法第1条第1項「地方財政の健全化を 改革事項選択 図る」ことにあり、実質単年度収支が平成11年度以降、赤字が続いており、平成16年度には競 の理由 輪事業財政調整基金からの繰入も余儀なくされているところから、目的の達成が困難な状況に あり、競輪事業の存廃を含めた見直し検討が必要である。 改革内容の説 明等 早急に「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」を立ち上げ、競輪事業の存廃を含めた見直 期待される しを外部委員による第三者的な視点から検討することにより、業務棚卸表の任務目的が可能 改革の効果 なのかどうか見極めることができる。 平成18年2月に「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」を2回の検討委員会を実施 取組状況 経営改善計画報告書について分析を行う。 競輪事業への税金投入を避けるため撤退基準を設け、第3者機関による検証委員会により決 及び 今後の方針 算情報及び収支予測の両面から事業の存廃を決定するための検証・評価を毎年実施してい <.

担当所属	環境部環境保全語	Ŗ		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	16 (19)	
改革事項	ISOからYSOへの変更					
	環境マネジメントシステム(EMS)の実質的な運用は担保しつつ、ISOサイトをすべてYSOサトに変更し、他市町と相互に審査し合う等の方法で内部審査を強化するなど、認証取得に代わる方法を検討する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	EMSの実質的運用を 担保しつつ、ISO認証 取得に替わる方法を 検討	YSO関係施設を見直	内部審査方法を確立	システムを運用し、全 面移行を実施		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	四日市の生活環境	見がよくなる		
X 933 IIII DF 12	業務2桁又	は4桁手段	市役所におけるEI	MSの推進		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	なっており、また平市の地球温暖化対する際の率先行動を維持しつつ、国際	成13年7月からは「 対策実行計画に位置 として取り組みを推	地球温暖化対策の 置付け、地球温暖化 進している。今後に 定されることなく部局	おける環境負荷低。 推進に関する法律 対策を始めとしたな 、現環境マネジメン 引独自の取り組みを うとするものである。	」第21条により、本 環境諸施策を推進 ソトシステムの水準	
期待される 改革の効果	るようになるほか、		よる環境に配慮した	≤も分かりやすく効率 −施策・取り組みの言 なる。		
取組状況 及び 今後の方針	取得に替わる手法 平成19年度はISO に、独自の環境マ	の基本方針を定め 所属・Y S O 所属の ネジメントシステム・	る。 環境マネジメントシ 新 Y S O マニュアル	ムの改善点を詳細だ ステムのレベル平型 整備及び内部審査 ネジメントシステム・	準化を図るととも ∴方法を確立する。	

担当所属	環境部生活環境誤	₹		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	17 (20)	
改革事項	樹木の害虫駆除業	終の廃止				
	スズメ蜂、樹木等の害虫駆除業務については、専門知識をもった民間業者による対応が可能であることから、直営での業務を廃止する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画		民間業者へ業務移行 の基本的な考え方の 取りまとめと、紹介でき る業者の選定と広報	市の業務廃止			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	衛生的な環境を提	供する		
>K 3/3 IIII = F	業務2桁又	は4桁手段	樹木害虫の駆除・	スズメ蜂の巣の駆除	`	
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	対応しきれないこと	から、中途半端なる	付応となっている。	こいるが、その他の言 ることから、民間で <i>0</i>		
期待される 改革の効果	市民からの依頼に対し、より迅速で高度な作業が可能になる。 市民からの問い合わせに、専門知識がな〈害虫駆除の一部業務のみを市が行っていると説明 をしても納得されず、トラブルとなるが、解消される。					
取組状況 及び 今後の方針			駆除できる業者の村)できる民間業者の	食討を行った。 広報の準備をする。		

担当所属	都市整備部都市計	画課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	18 (65)		
改革事項	緑化基金補助金交	を付業務の見直し					
	緑化基金を活用した花と緑いっぱい事業補助金交付要綱に基づ〈業務について、市民との協働にかかる他の補助金との整合性をとりながら望ましいあり方を検討し、補助の方法等、補助金交付業務全体の改善を行う。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画		業務のマニュアル化 など、事務改善を実施	市民との協働にかかる他の補助金との整合性をとりながら、補助のあり方について検討	引き続き検討	補助金交付業務の改 善		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民が快適に暮ら	せるまちとなる			
31C 373 Hall = 1	業務2桁又	は4桁手段	市民主体のまちづ	くりを支援する			
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	事務量が増大して 念される。 これらの改善のため た、補助金額につ これらの改訂の影響	緑化基金を活用した花と緑いっぱい事業補助金については、年々事業参加団体が増加し、 事務量が増大している。また、緑化基金を取り崩して補助を行っているため、基金の枯渇が懸					
期待される 改革の効果	あり方を見直すこと	花と緑いっぱい事業補助金交付要綱及び事務取り扱い要領に基づ〈補助金交付関係業務のあり方を見直すことにより、市民との協働による緑化事業の展開など、緑の保全創出に関する 事業の改善を図ることができる。					
取組状況 及び 今後の方針	今後、団体への補	開始し、業務のマニ 助金の交付方法を その結果を見極め	含む住民との協働	のあり方について、	関係各課の協議を		

担当所属	都市整備部建築指	導課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	19 (21)	
改革事項	中間検査の実施及	₹び審査・検査体制	の充実と民間確認	検査機関への指導	強化	
	構造計算書偽装問題から建築基準法が改正され、市民への安全・安心を担保するためし間検査の実施と専門性を高めた審査・検査体制の充実を図る。また、本市での民間確認機関への申請率が50%を超える状況にあり、民間確認検査機関への指導強化に努める					
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
In the case of th	先進都市の中間検査 実施状況の調査・研究 実施に当たっての手 続きの確認と整理 中間検査方法の検討	建築基準法改正内容の把握 の把握 建築基準法改正に伴う体制検討 建築構造係の創設 中間検査手数料の条 例改正	建築確認審査·検査体制の整備改善 中間検査の実施			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	法律等に基づき建築	終物の安全を確保し ほ	良好な住環境とする	
	業務2桁又	は4桁手段	建築確認や開発許	可などの審査・安全	な生活空間の確保	
の理由・・		が盛り込まれた建筑機関への建築確認 5づくりを推進するだ	築基準法が改正され 申請は今後も増加 こめに、構造審査体	ι、平成19年度に施 すると見られ、安全 制及び中間検査σ	行されることとなっ な建築物を確保	
期待される 改革の効果	専門性を高めた審により、安全な建築		実を図り、民間確認 安心なまちづくりを!		強化に努めること	
取組状況 及び 今後の方針	構造計算書偽装門 検査への対応もで 建築基準法の改正 おり、平成19年度。 行う。	きるよう建築構造係 Eによる中間検査の	の設置を行った。 義務化・民間確認	検査機関への指導	強化が予定されて	

担当所属	都市整備部河川排	非水課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	20 (22)	
改革事項	河川等の維持管理	2方法の見直し				
	河川、排水路等の小規模の補修及び維持管理に要する費用は一括発注等による効率的な執行を図っているものの増加しているため、単価契約制度を策定・運用することでさらに経費の削減を図る。 また、特定の河川等においては、自治会、NPO等の地元組織に対して管理委託を行うことで地元の協働意識の高揚を図り、かつ経費の削減を図る。					
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
大 下 で 年次計画	[単価契約] 実施箇所の抽出及び 整理	【単価契約】 委託箇所の選定、適 用工種の検討、それ に伴う発注単位別の 区域設定、実施要領 の策定及び関連部署 との協議・調整	【単価契約】 実施 【地元委託】 県等他機関の制度の 概要、問題点等調査	[地元委託] 市関連部署との協 議、委託場所の選定 及び要綱の策定 地元自治会への内容 の周知、意見聴取	【地元委託】 公募等により、実施で きるところから委託	
業務棚卸表	上位又は	任務目的	•	を守る治水事業を行	įὸ	
*100 IIII PR	業務2桁又	は4桁手段	治水事業の推進 河川排水路の適コ	Eな維持管理		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	・問題点の整理 「単価契約」適用工種が多くなることからその選択が難しいこと、発注単位ごとの区域設定が地区較差が大きいことから難しい。 「地元委託」自治会等の自主的な活動との区別が難しいこと、除草後の草処分に別途費用がかかること、護岸等の作業となり危険が伴う。 ・改革事項選択理由・・・河川、排水路等の小規模の補修及び維持管理に要する費用を委託発注することにより、迅速な対応と経費の削減が図れるため。 まず、単価契約制度を施行し、より安価な地元委託に移行するための調整を行う。					
期待される 改革の効果	維持管理に関する対応の迅速化・経費の削減 市民の河川に対する愛着心の醸成					
取組状況 及び 今後の方針	られた。	向けて、単価契約)策定に向けた基礎	賛料の成果は得	

担当所属	都市整備部管理誤	!		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	21 (23)		
改革事項	交通災害共済業務	その廃止 しゅうしゅう					
	昭和43年から交通事故による災害を受けた市民を救済するための共済制度として実施している交通災害共済業務について、民間保険の充実等により加入率が著しく低下(H17:18.6%)していることから、廃止する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	中文地火古六月刊反	市交通災害共済制度 検討委員会の開催。 条例等の一部改正議 案の上程(3月)	10月からの加入募集 は中止	支払い業務のみ 市特別会計条例の一 部改正			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民が安全に暮ら	せるまちになる			
来初加加四代	業務2桁又	は4桁手段	安心事業の実施				
の理由	現在、民間保険の 赤字となっている。 また、全国的にも、 この加入率の低下 いこととしたい。	政令市、中核市を	中心に廃止される個	項向にある。	ら単年度の収支が 加入募集を行わな		
期待される 改革の効果	市民センター、市民(管理課)の各業務	加入申込書の発送(管理課)、加入申込の受付業務等(中部地区市民センターを除く各地区市民センター、市民窓口サービスセンター、楠総合支所及び管理課)及び見舞金支払業務(管理課)の各業務がなくなり、人員削減が見込める。 財政赤字の発生を抑制できる。					
取組状況 及び 今後の方針	いて、市民から意見 交通災害共済制度	見募集を行うこと等を を検討委員会を4回 こは市長への提言、	を決定した。 開催、検討委員会 3月に条例等の一)を設置し、制度の による市民の意見身 部改正議案の上程	募集及び意見集		

担当所属	都市整備部営繕工	務課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	22 (110)			
改革事項	公共建築物の長寿	公共建築物の長寿命化に向けた方策の検討						
	昭和40年代から50年代に集中的に整備を進めてきた公共建築物に対して、総合的な建物診断に基づき長寿命化に向けた計画的な保全の方策について検討を行う。							
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
改革内容 及び 年次計画			長寿命化の基本方針 の策定 策定部会の設置 サンプリング調査 各施設のカルテ作成	実施組織の整備 サンプリング調査に基 づき基本方針の評 価、見直し 各施設のカルテ作成	基本方針に基づき、 段階的に実施 各施設のカルテ作成			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民に安全で使り	1よい公共建築物等	を提供する			
310 333 11113 - 1 00	業務2桁又	は4桁手段	維持保全計画の立	Z案に向けての基本	方針策定			
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	業務2桁又は4桁手段 維持保全計画の立案に向けての基本方針策定 昭和40年代から50年代に集中的に整備を進めてきた公共建築物が、一斉に劣化が著しくなる 時期を迎えようとしている。これらの施設をこのまま放置すれば建替工事及び大規模な改修工事が短期間に集中し、大きな財政負担となっていくことが予想される。 また、環境面からも建設廃棄物の発生量を抑制することが必要とされており、既存施設の建替えから有効利用への転換が求められている。 これまで、各部署が個別に損傷・障害が発生してからの予算対応で修繕処置しているが、今後、公共建築物の長寿命化の基本方針を定め、計画的な予防保全に努め、施設の長寿命化と経費の削減と平準化を目指す。							
期待される 改革の効果	適正な機能維持と良好な施設環境の提供 修繕経費の削減と平準化 資源の有効活用と廃棄物の削減							
取組状況 及び 今後の方針			素に基づき、平成の基本方針の策定		検討部会を設置			

担当所属	教育委員会教育総	8務課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	23 (109)		
改革事項	学校規模等の適正	- 化方針の検討					
	小中学校における学習環境を踏まえた適正な学校規模や学校配置のあり方について、基本的な考え方をとりまとめるとともに、それに基づく当面の具体的な適正化方針を検討する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	教育委員会内におけるワーキンググループを中心とした基本的な考え方(素案)のとりまとめ	平成17年度の内部検 討素案及びそれに基 づく当面の具体的な 適正化方針案につい て、学識経験者・市 民・教職員等による検 討会議を設置し意見 聴取	学識経験者・市民・教職員等による検討会議の意見のまとめ適正化方針の決定及び公表				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	豊かな市民生活の破	^{憷となる教育環境・} 教	育方針が整えられる		
* ON THE PROPERTY OF THE PROPE	業務2桁又	は4桁手段	主要事業の企画調	査・懸案課題の解	決		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	教育条件の諸課題 対応するための学 児童生徒の推移を に向けて、小中学	少子化とともに、都市・住宅開発に伴う地域差等の影響から、学校間の規模の格差が拡大し、教育条件の諸課題が発生している。また、児童生徒の通学上の安全確保や学区外通学等へ対応するための学校配置の課題も発生している。さらに、今後の施設整備にあたって、将来の児童生徒の推移を踏まえた計画的で効率的な整備が課題となっている。これらの課題の解決に向けて、小中学校における適正な学校規模や学校配置のあり方及び当面の具体的な適正化方針を検討する。					
期待される 改革の効果	過大規模校及び過小規模校における児童生徒の学習環境の改善 計画的で効率的な施設整備の実施						
取組状況 及び 今後の方針	その素案及びそれ	に基づく当面の具て、平成19年度に	についての基本的: 体的な適正化方針 意見のまとめを行い	案について外部委	員による検討会議		

担当所属	教育委員会スポー	ツ課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	24 (25)		
改革事項	温水プールのあり	方の見直し					
	昭和49年竣工後、32年が経過し老朽化が進んでおり、耐震補強等の補修が必要となることから、スポーツ振興の観点より、そのあり方について見直しを行う。						
┃ 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	プール利用者団体と協議	プール利用者団体と 協議 生涯スポーツと水泳の あり方検討	耐震補強工事設計業 務委託 指定管理者公募準備	耐震補強工事(工期: 6月~10月) 指定管理者公募·選 定·協定締結	指定管理者による管理開始		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民が体力や年齢 ができるようにする	∜、目的に応じてス₹	ボーツに親しむこと		
)())) hall = [(業務2桁又	は4桁手段	市営運動施設の管	団里見直し			
の理由・・	施設の老朽化が進設の廃止も含め、う 泳協会等プールの リット・デメリットを整 いてもあわせて検討	そのあり方について 利用団体との協議 理し、存続する場合	検討を行う。検討に ・調整を行っていく	こあたっては、四日i 必要があり、廃止、	存続についてのメ		
期待される 改革の効果	指定管理者化につ 展開等の市民サー	施設廃止のメリット・デメリット及び施設改修についての費用対効果の明確化。 存続する場合の 指定管理者化について、専門性を生かしたサービスの提供、需要に応じた適切、柔軟な事業 展開等の市民サービスの向上、施設、設備、清掃管理等の一括した管理の実施など効率的な 施設管理による管理コストの縮減。					
取組状況 及び 今後の方針	について検討した。 利用者団体との協 るとの結論に達した	議結果や温水プー ニ。継続するについ		動向を勘案し、プ- 6指定管理者による	-ル運営を継続す		

担当所属	教育委員会学校教	收育課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	25 (26)		
改革事項	学校給食業務の交	力率化					
	的な学校給食業務	なかよし給食の実施可能校の減少や調理員の退職に伴う人員確保等の問題に対応し、効率 的な学校給食業務を実施するため、調理業務の委託化について実施の可能性・内容・方法等 を具体的に検討する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
以単内谷及び年次計画	なかよし給食実施条 件の緩和検討	なかよし給食を継続するとともに(既存分)調理業務の委託につき検討を追加	平成18年度の検討を 踏まえ、調理業務の 委託につき検証を行う ため、委託事業をモ デル的に実施	モデル事業の実施検 証を実施	の方向を決定		
業務棚卸表	上位又は	t任務目的		・備品の整備・管理 とともに、子どもた! 努める			
	業務2桁又	7は4桁手段	安全で安価な給食	の提供			
の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ていた人件費の削学校、実施可能な くためには条件のなかよし給食の実 校長の服務監督等	平成13年度に開始したなかよし給食は平成17年度には3ヶ所6校で実施しており、当初予定していた人件費の削減効果も出てきている。しかし、なかよし給食の実施により効果が期待される学校、実施可能な条件を備える学校についてはほぼ実施済みとなっており、今後も実施していくためには条件の緩和を進めていかなかればいけない。なかよし給食の実施可能校の減少や調理員の退職に伴う人員確保、調理業務に関しての学校長の服務監督等の負担増の問題もでてきており、今後は業務の円滑実施及び効率化を図るため、調理業務の委託について、実施の可能性、内容、方法等を検討していく必要がある。					
期待される 改革の効果	なかよし給食を実施することで正職の調理員が複数の調理場については、人員削減が図られる。しかし、新たに給食配送の委託や調理場の改修経費が必要となり、実際の経済効果は時間的に遅れて発生してくる。 パート職員の活用も限界に近い中、業務委託によって、安定した給食の提供を確保するとともに、学校長の労務管理の負担等の大幅な軽減、人件費の節減効果が期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	た。 なかよし給食については 可能かについては 果、正規職員の今 員の不足が現実問	たな取り組みに関し いても効果測定等検 に問題がある。 直営、 後の動向等不確か 問題となってきている すを加え、平成19年原	対を行うものの、多調理業務の外部委な要素(新規雇用の現状に対応するた	3大な設備投資に見 託の両面にわたり)可能性・配置転換 め、平成18年度中	記合うコスト削減が 検討を加えた結 ()もあるものの、人 こ調理業務委託の		

担当所属	経営企画部行政総	E営課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	26 (28)		
改革事項	市場化テストの導ん	市場化テストの導入検討					
	民間との競争が可能な部門を対象に、市場化テスト制度導入の検討を行う。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	市場化テストの調査・研究、公共サービス改革法案の情報収集	公共サービス改革法 の検討、先進事例の 調査・研究、市場化テ スト指針素案検討	市場化テスト指針策定、市場化テスト導入諸条件の整備、選定事業の検討				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	目的志向·成果重	視による行政経営ミ	ノステムを構築する		
X 977 IIII 27 C	業務2桁又	は4桁手段	行政評価の推進				
・ 改革事項選択 の理由 ・	国は、「民でできるものは民へ」の具体化、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るためのツールとして、市場化テスト(官民競争入札制度)を導入するため、これを制度化する、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)(平成18年7月7日施行)を制定した。本市として、国の動向を注視しつつ、先進自治体(東京都足立区や大阪府等)の取組状況も参考に、本市での制度適用の可能性、落札者選定、モニタリング等問題点や諸条件について調査検討を進めるため、改革事項に位置づけたものである。						
期待される 改革の効果	市場化テストの実施による公共サービスの不断の革新、不要なサービスの廃止。公共サービスの質の維持向上、経費の削減						
取組状況 及び 今後の方針	公共サービス改革法の制定に伴う市場化テスト制度に関する情報収集、専門家による市場化テスト研修会の参加。 市場化テスト制度に関する庁内研究会を設置し、公共サービス改革法・先進事例の調査研究、制度適用の検討を行い、指針案の策定作業を進める。						

担当所属	総務部広報情報説	k		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	27 (30)	
改革事項	広報業務の外部委	広報業務の外部委託拡大検討				
	「広報よっかいち」の原稿のデータ化・レイアウトの作成を原稿形態のデータ化及び統一化を図ることで外部委託の拡大を図る。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	広報広聴主任者を通 じ、原稿をデータ化 委託化に対する基本 的な考え方の整理	委託化にかかる課題 の整理	委託化にかかる課題 の具体的な解決策の 検討 業者用マニュアルの 作成や業者選定手法 の検討	実施		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民の市政への関	心が深まる		
	業務2桁又	は4桁手段	「広報よっかいち」	の発行 		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	「広報よっかいち」を作成するうえで、「暮らしの情報」「健康の情報」「ミニ情報」の3点は定例かつ定型的な業務であるが、編集に相当の時間を費やしており、より政策的で市民に身近な広報とするための次の業務が滞っている。 各課が保有する政策的な情報の発掘、収集とその発信。 市内のさまざまな風景、生活などの映像データの収集。					
期待される 改革の効果	委託化することにより、広報作成における定例かつ定型的な業務に費やす時間を削減でき、次の業務を推進することができる。 各課が保有する政策的な情報を早く発掘し、より早く、わかりやすく、タイムリーに市民に発信することができる。 映像データの収集により、市内の風景、生活などをより多く紹介することができ、市民に身近な広報とすることができる。また、蓄積した映像データを広報以外にも有効活用できる。					
取組状況 及び 今後の方針	を依頼。また、委託 平成18年度におり 平成19年度は、「約 課題の具体的な解	化に対する基本的 いては、委託化にか 紙面容量以上の原 決策について広報	な考え方を検討した かる課題を整理す 稿が依頼された場合	る。 含の選択基準」など しながら検討する。	委託化にかかる	

担当所属	総務部人事課、保 教育総務課	健福祉部児童福祉	課、教育委員会	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	28 (33)		
改革事項	臨時職員賃金管理	臨時職員賃金管理業務の外部委託検討					
	臨時職員の管理業務について、社会保険、雇用保険等、福利厚生業務との関係が密接であるため、福利厚生業務の委託状況を踏まえ、人事課・児童福祉課・教育総務課の3課で実施する臨時職員の管理業務について外部委託を検討する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	人事課を中心に業務 委託化の検討	人事課を中心に業務 委託化の検討	業務委託化の決定一 部外部委託化				
】 業務棚卸表	上位又は	任務目的	職員の効率的な活	用、市職員の能力	の十分な発揮		
	業務2桁又	は4桁手段	効果的な人材活用	。適正な人員配置			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	人事課、児童福祉課、教育総務課等における臨時職員管理業務をまとめ、外部委託化すると職員の削減が可能と予想されるが、各課それぞれの人員削減は困難であり、他業務の合理化と併せて削減する必要がある。また、病院については、企業会計や異業種などの問題もあり、一括するメリットがあるかどうか個別に検討を要する。なお、募集や採用に関する事務委託については職業安定法等により困難であるなど、規制や諸条件の整備を含め効果を見極めながら検討することも必要である。						
	関係各課との共同処理による事務の合理化、効率化。時間外の削減、関係経費の削減。						
取組状況 及び 今後の方針	臨時職員賃金管理業務について、人事課所管分について委託可能な事務の流れの洗い出しを行うとともに、関係所属と委託化に向けた課題の抽出を行った。 今後、仕様書の内容を精査し、平成19年度途中から臨時職員関係事務の一部を外部委託する。						

担当所属	総務部IT推進課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	29 (34)		
改革事項	IT推進課業務の外	T推進課業務の外部委託拡大					
	新住民情報システムの構築により、外部委託の内容及び業務量について再度見直しが必要ななっており、統計業務を含めIT推進課全業務の見直しを行い、外部委託の拡大を図る。						
改革内容 及び	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
年次計画	新住民情報システム の一次稼動に伴う運 用委託内容の見直し 運用開始したGIS(地 図情報システム)及び CMS(情報提供システム)の運用について、 外部委託化	行政内部システムの 運用管理範囲の拡充 の検討・一部試行	機器、アプリ等の資産 管理業務の外部委託 の検討・試行 新住民情報システム の全面稼動 グループウェア(ノーツ)の 見直し・再構築	グループウェア(ノーツ)の 運用開始			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民の利便性向上 より簡素・効率化を	た図るとともに、行 で図る	政事務の標準化に		
>N 3/3 Hab 21- DX	業務2桁又	は4桁手段					
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	ホストコンピュータのオペレーション・プログラミング・ホスト業務の運用管理・行政内部システムの運用管理等専門的分野について、以前より外部委託を進めてきており、人員削減・時間外勤務の縮減等一定の効果を収めてきている。 今後、ノウハウの蓄積および引継を支障な〈行ってい〈ための、体制を見直すとともに、パッケージ適用による新住民情報システムの構築に伴う外部委託の拡大を図り、専門的なIT技術については外部委託業者に任せ、職員は委託者監督・庁内調整を主業務に行う。						
期待される 改革の効果	保守運用の効率化及び経費の削減を図る。						
取組状況 及び 今後の方針	図情報システム)及 新住民情報システ	びCMS(情報提供 ムの運用管理に必	システム)の運用に 要な委託内容を全i	見直すとともに、運用 ついて、外部委託の 面的に見直し、人員 間の見直し及び人	化を検討した。 ■削減を行う。ま		

担当所属	税務理財部納税誤	₹·市民税課·資産和	说課	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	30 (36)		
改革事項	市税証明等窓口業	市税証明等窓口業務の外部委託検討					
	納税課における市税証明発行業務、市民税課における自動車臨時運行許可業務や原動機付自転車等の新規登録、廃車等の受付業務及び資産税課における土地、家屋価格等の縦 覧業務等について外部委託の導入について検討する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	窓口サービスの見頂	直しにあわせた検討	窓口サービスの見直 しにあわせた検討	外部委託化の 検討・決定			
	上位又は任務目的 行政活動の財政基盤を強化する						
業務棚卸表	自主納税の一層の推進 ・市税証明発行における市民 業務2桁又は4桁手段 徴収・原動機付自転車等の受付事務・軽自動車税 の減免申請書の受付と適正な事務処理						
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	市税証明の窓口業務は、既に臨時職員(年間240日 予算約150万円)により対応しており、新たに外部委託をすると市民課の例では1人月で30万円 年間360万円程度の費用が必要となり、コスト削減とならない。市民税課及び資産税課の窓口の受付業務は、日時によって業務量にばらつきがあり、かつ専任職員を配置するほどの業務量もないことから職員が対応している。また、受付業務だけで終わらない専門的対応の必要なケースが多く委託業務としては困難な面もあることから、税三課の窓口として対応するのではなく、別途、改革事項に挙げられている窓口サービスの一本化とあわせて、時代の要請として総合的に検討していくべきである。						
期待される 改革の効果	窓口サービスを総合的に推進していく中で、行政サービスの経済性、専門性を確保することが できれば、事務の合理化を図ることができる。						
取組状況 及び 今後の方針			課の窓口業務の洗 事例の調査等を行		化の有効性・可能		

担当所属	税務理財部保険年	金課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	31 (37)		
改革事項	国民健康保険及び	国民健康保険及び国民年金関係業務の一部外部委託検討					
	国民健康保険事務	国民健康保険事務及び国民年金関係事務等の一部外部委託について検討する。					
沙 甘中京	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画		外部委託の対象とする事務の洗い出し、検討受託事業者の調査・検討	委託方式や事務の範囲についての国の法的整備等の状況を踏まえ、平成18年度の検討結果の分析と先進都市の現状調査を実施	平成19年度の検討結 果を踏まえた一部外 部委託具体化			
業務棚卸表	上位又は	任務目的	法に基づ〈年金業務を	€施することにより社会係 実施することにより年金			
* ON THIS PARK	業務2桁又	は4桁手段	国保加入者の資格・賦 年金未加入者の加入。				
	国民健康保険業務、国民年金業務とも「加入」、「保険料」など業務を断片的に委託することは、国民健康保険、国民年金のいわゆる総合窓口なので問題が多い。 国民健康保険、国民年金それぞれの制度を熟知し、窓口や電話の質問、問い合わせに対して、的確に対応できる専門知識を備えた人材が外部委託として可能かを検討する。 職員は業務を担当することで制度をより熟知し、また、制度の問題点に気づくという面をもつ。 外部委託により、職員の習熟度が後退するおそれがある。 本課は、臨時職員の割合が他の部局と比較して極端に多いなかで、窓口、電話等の対応に忙殺され、効率的な対応が困難となっており、これらに精通した外部委託が可能であれば、業務の充実強化を図ることができる。						
期待される 改革の効果	外部委託を実施するにあたり、業務運営の見直しが図られ、業務の効率化が期待できる。 外部委託を継続することにより、安定したサービスの提供が図られる。 窓口サービスの改善が期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	国民健康保険は、加入・喪失の手続き、保険料の計算、高額医療費などの給付事務について、制度の内容を熟知し、適正な事務執行ができる人材が外部委託で可能か、国民年金についても制度の内容を熟知した、人材が外部委託で可能かを検討する。 平成18年度は、外部委託の対象とできる業務がないかの洗い出し作業を行い、検討を加えた。また、類似都市への照会を行い外部委託状況を調査した。この結果を踏まえつつ、他の改革事項に挙げられている窓口サービスの委託検討の状況を参考にしながら平成19年度へつなげていく。						

担当所属	市民文化部市民文	化課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	32 (38)	
改革事項	防犯外灯補助金交	防犯外灯補助金交付業務の外部委託				
	現行制度の問題点の整理とともに、申請の取りまとめを行っている団体事務局の事務処理能力の向上を図り、外部委託を進める。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
年次計画	の整理	詳細な採択基準の検 討 申請者側の意見によ る問題点の整理	補助採択基準策定 委託先団体の検討 自治会、団体事務局 等への説明 外部委託対象団体募 集・選定	外部委託化		
業務棚卸表	上位又は	任務目的	な環境を整備する	ちづくりや生涯学習		
	業務2桁又	は4桁手段	安全なまちづくりへ	の市民活動を支援	する	
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	電柱番号の照合など煩雑な事務作業を伴うものの定型的な業務も多く、事務作業の効率化を図るため本制度の外部委託化を検討する。 そのため、補助対象基準等詳細なマニュアル作成や申請側の中心となる団体事務局の事務能力の向上を図るとともに、通常想定できないような採否の判断が困難な案件についての処理方法を明確にした上で、委託化を図る。					
期待される 改革の効果	外部への事務委託による正職員の事務量低減効果が期待できる。					
取組状況 及び 今後の方針	る程度の年数が経 体事務局で判断で	申請者としての手続きを行う団体事務局の事務能力については、団体事務局が設置されてある程度の年数が経ったこともあり、基本的な手続きには問題はなくなってきたが、依然として団体事務局で判断できないケースや、担当課でも即答できないケースが見受けられる。そのような事例を集積して、採択の判断を受託者でも行えるようにマニュアルを作成する。				

担当所属	市民文化部国際設	!		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	33 (40)		
改革事項	国際交流、外国人	国際交流、外国人市民との共生業務の外部委託					
	国際交流及び共生事業については、財団法人四日市国際交流協会との役割分担を明確に整理するとともに、民間団体の育成等支援を行いながら、協会を含む民間団体への外部委託を図る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	委託すべき事業のあ り方の検討	委託すべき事業のあり方の基本的な考え 方の取りまとめ	一部外部委託化	一部外部委託化の拡 充	外部委託化		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	国際化に対応した				
>K 3/3 mas=1= UK	業務2桁又	は4桁手段	外国籍市民との共 海外都市との交流				
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	1990年の入管法改正以降、特に南米からの外国人が急増している。そのため、外国人市民との共生が重要になっている状況である。 国際交流や共生については、これまで行政が主となって取り組んできたが、国際化が進展する中で、事業の実施にあたっては行政と民間の役割分担を進めていく必要がある。						
期待される 改革の効果	国際交流事業及び共生事業を国際交流協会や他の民間団体へ委託することにより、先行性のある取り組みと交流の拡大が期待できる。また、民間団体の組織拡充・強化が図られる。						
取組状況 及び 今後の方針	に国際交流協会を「委託すべき事業の分担を明確にする国際交流協会の協力上げを目指す。	国際共生サロンの管理・運営については、指定管理者を民間から公募し、平成18年度当初に国際交流協会を指定した。(平成20年度まで継続)「委託すべき事業のあり方の基本的な考え方」に沿って、行政、国際交流協会、民間の役割分担を明確にする。 国際交流協会の協力を得て、民間団体の担い手となる人材を育て、NPOなどの団体の立ち上げを目指す。必要に応じ、外国人集住地域の地域団体や自助組織等、目的にあった民間団体との連携を図る。					

担当所属	市民文化部男女共	共同参画課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	34 (41)		
改革事項	男女共同参画セン	男女共同参画センターの指定管理者化					
	女性の自立促進と交流、情報の提供の場、市民活動の拠点としての男女共同参画センターについて、DV問題、センター機能の基盤強化、受託団体の育成等についての対応を見極めながら、指定管理者制度の導入を図る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	指定管理者導入に向けての検討(他都市の状況調査、市民団体による運営手法、婦人相談業務を含む各種課題の抽出と解消に向けての協議など)指定管理者となりうる市民団体の育成	指定管理者制度導入 に向けての検討 (特に男女共同参画 課とセンター・指定管 理者との連携や役割 分担について検討す る)	指定管理者制度導入 案の検討 (特に担い手となる NPO法人、市民団体 の対応を見極めた上 で)	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・ 審査	指定管理者化		
業務棚卸表	上位又は	任務目的		、権を尊重し、責任も ・の個性と能力を発			
	業務2桁又	は4桁手段	男女共同参画セン	ター事業の実施			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	男女共同参画推進条例の制定に伴い、男女共同参画についての市民、事業者への普及と施策・事業展開の強化が必要である。 本市の特性や市民ニーズにあった男女共同参画センター事業を展開するには、市内の市民団体等によるセンターの管理・運営が効果的である。 より効果のある施策・事業を展開する拠点となる男女共同参画センターの位置づけを考えると、現時点では、センター機能の強化と担い手となる市民団体等の育成が最も重要である。以上のような観点から、当分の間は直営とし、平成21年度での制度導入を目指す。						
期待される 改革の効果	男女共同参画の視点を持ち、かつ本市の特性にマッチした事業を運営できる市民団体等が主体となって、市の施策を反映・連携させた男女共同参画センター事業を行う。また、市民の多様なニーズに対応した柔軟な事業展開も期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	引き続き状況把握 の育成に努める。 また、平成18年4月	、課題抽出をすると 引に「四日市市男女	ともに、市民ニーズ 共同参画推進条例	屋、各種課題の抽出 に対応した運営が 」が施行されたこと の強化をさらに図っ	できるNPO法人等 に伴い、市民、事		

担当所属	市民文化部市民詩	Ŗ		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	35 (42)	
改革事項	市民窓口サービス	センターの窓口業績	務の一部外部委託			
	より効率的かつ質の高いサービスを提供するため、近鉄四日市駅高架下にある「市民窓口 サービスセンター」の窓口業務について、行政処分を除く業務(住民票・戸籍謄本・所得証明 の交付等)の一部外部委託を検討し、導入を目指す。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	外部委託する業務内容について検討	窓口のあり方・体制に ついて検討開始	ついて検討する中で、	窓口のあり方・体制に ついて検討する中で、 委託の可能性につい ても検討	一部外部委託開始	
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	正確かつ迅速に登	登録事項を公証する		
310 333 IMB - 1 DC	業務2桁又	は4桁手段	市民の利便性の向]上		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	「市民窓口サービスセンター」は証明発行窓口として開設されたが、その後の業務範囲拡大により、現在は、地区市民センターとほぼ同程度の業務を行っている。一方、職員体制については、0 B職員中心となっており、職員の確保自体が難しい状況にある。この問題を解消し、より効率的で質の高いサービスを提供するために、市民窓口サービスセンターのあり方、業務範囲、職員体制について検討し、持続可能な窓口システムの構築を目指す。この検討の中で、窓口業務の一部について、職員以外の者が従事することの是非およびその範囲について、十分な検討を行う。					
期待される 改革の効果	一部委託により、現状より職員の確保がしやすくなる。 また、委託するにあたっては、業務の見直しや標準化等について検討する必要が生じるが、そ の結果、より質の高いサービスの提供が期待できる。					
取組状況 及び 今後の方針	< 平成18~20年度なお、一部委託化窓口への委託業者務範囲については	₹>窓口のあり方・値 を実施した場合には 後の責任者の配置な 、法的根拠も確認し	▲制について検討す は、委託業務の履行 はど、管理体制の検 しながら検討を進め	いて検討を開始した する。 近確認等の面から正 討も必要である。ま る必要がある。更に い窓口はどのような	職員の配置や各た、委託できる業に、市場化テスト法	

担当所属	市民文化部あさけ	プラザ		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	36 (43)		
改革事項	あさけプラザの指え	官管理者化検討					
	とを踏まえ、関係団	施設内の図書館の管理、施設の老朽化、施設の総合管理のあり方等広域の複合施設であることを踏まえ、関係団体と協議しながら、施設の管理運営の効率化、簡素化を図るとともに、指定管理者制度の導入の検討を行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	先進事例調査	ホール、自主事業の 委託化や図書館のあ り方を検討	文化団体、三重郡三 町との協議、運営協議 会の承認 指定管理者制度化あ るいは委託化の検討・ 決定				
業務棚卸表	上位又は	任務目的	世代を超えたふれあい	の場づくりから生涯学習	活動を推進する		
未のカリリルドルス	業務2桁又	は4桁手段	利用しやすい施設運	『営と生涯学習(自主	事業)の充実		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 改革内容の説 明等	の、全体の利用者新・改修等が必要	数は若干減少傾向 となっている。そのだ 度の導入等を図るこ	は育館、展示会議室にある。また、開館に にある。また、開館にめ、本施設の広域とによって、利用者 で的な管理運営を行	20年以上を経過し、 複合施設としての行 増に結びつく、市	各種設備等の更 役割を踏まえなが		
期待される 改革の効果	指定管理者制度の導入等により、施設の効率的な管理運営や、民間の発想による市民の多様なニーズに対応した柔軟な事業展開が期待され、老朽施設・設備のリニューアルとあわせて、 利用者増につながることも期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	討すべき課題を抽抽出した課題に基率的なあり方の検記して、文化団体及び	出した。 づき三重郡三町、同 討を行っている。今 び運営協議会で協	管理運営を目指し、 関係各課と協議し、 後、指定管理者に 議し決定する。 備の大規模改修を行	複合施設の各機能 多行した施設の状況	について簡素で効		

担当所属	楠総合支所振興詩	!		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	37 (46)		
改革事項	楠避難会館の指定	三管理者化					
		施設の改築後、地域コミュニティの場として、地域に根付いた市民サービスの提供のため、指 定管理者制度の導入を図る。					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	指定管理者制度導入 案の検討	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・ 審査	指定管理者化				
業務棚卸表	上位又は位	任務目的	市民と協働して地域	或づくりを進める			
* STATE OF THE STA	業務2桁又	は4桁手段	楠避難会館の利用]促進			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の 説明等	2月に建築され、老 各種団体等の活力	がれま進行しており けい管理手法等により	がは地域コミュニティ)、平成18年度に改 り、また、指定管理 管理者制度の導入を	ξ築工事を行うととも 者による自主運営₹	に、民間事業者や		
期待される 改革の効果	民間事業者や各種団体等の活力や管理手法等により、自主運営事業の展開を通じた新たな サービスの提供等、市民サービスの向上及び経費の削減が期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	伴う条例の一部改また、指定管理者は、協定の締結、事	正を行った。					

担当所属	楠総合支所楠プラ	ザ		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	38 (44)		
改革事項	楠プラザ運動施設	の指定管理者化					
		体育館、テニスコート、ゲートボール場、多目的運動場等のより効率的な活用と市民サービスの 向上のため、指定管理者制度の導入を図る。					
76 12 4 60	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	指定管理者制度導入 案の検討	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・ 審査	指定管理者化				
業務棚卸表	上位又は何	任務目的	市民が主体となる	主涯学習活動を支持	爰する		
アプリルルリング	業務2桁又	は4桁手段	生涯スポーツの場の提供				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の 説明等	民間事業者による	記設との調整(料金(利用者のニーズに) 制度の導入を図る。	本系、予約システム: 応じた柔軟な事業展	等)。 ≷開を図り、施設利/	用率を向上させる		
期待される 改革の効果	民間事業者による利用者のニーズに応じた柔軟な事業展開を図ることにより、利用者へのサービス向上及び効率的な施設運営による経費削減が期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	伴う条例の一部改また、指定管理者ので指定管理者と	平成18年度においては、施設の改修工事を行うとともに、6月議会で指定管理者制度導入に伴う条例の一部改正を行った。 また、指定管理者の公募、選定審査、12月議会を経て、特定非営利活動法人楠スポーツクラ プを指定管理者として決定し、協定の締結、事務引き継ぎを行った。 平成19年度から指定管理者による管理運営を開始する。					

担当所属	楠総合支所楠プラ	ザ		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	39 (45)			
改革事項	楠歴史民俗資料館	宮の指定管理者化						
		地域ボランティアである保存運営委員会との連携をとりながら、施設の管理運営について指定 管理者制度の導入を図る。						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
改革内容 及び 年次計画	指定管理者制度導入 案の検討	指定管理者制度導入 案の検討	指定管理者制度導入 案の検討	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・ 審査	指定管理者化			
業務棚卸表	上位又は位	任務目的	市民が主体となる	生涯学習活動を支持	爰する			
来初加加中代	業務2桁又	は4桁手段	歴史民俗資料館の	の充実				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の 説明等	ついて、地域ボラン	ノティアである保存i	運営委員会との連携	9日に開館した楠歴 携のもとに、民間事訓 るために、指定管理	業者による効率的			
期待される 改革の効果	民間事業者による利用者のニーズに応じた新たな事業展開を図ることにより、利用者へのサービス向上及び効率的な施設運営による経費削減が期待できる。							
取組状況 及び 今後の方針	たが、楠歴史・文化 運営委員会の成熟 平成18年度以降に	どのまちづくりモデル 快度、近隣公共施設 こおいては、平成17	レ事業の拠点施設で との連携のあり方な 年度取組実績等に	こ、集中改革プラン であることや、ボラン などから再検討を行 ある指定管理者制 里者化の方向で取り	ティアである保存 うことになった。 度を導入するうえ			

担当所属	保健福祉部保護誤	∦·保健福祉課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	40 (47)			
改革事項	医療事務(レセプト	・点検)の外部委託	検討					
	2課のレセプト点検	津のレセプト点検業務の共同処理化(外部委託)による点検費用の削減を検討する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
及び年次計画	委託業務範囲の抽出	委託効果の検討	委託方針の決定					
業務棚卸表	上位又は	任務目的	支援を受けられる。	で生活課題を抱え ようになる(保健福祉	止課)			
	業務2桁又	は4桁手段		適正実施と処遇のi j·助成(保健福祉i				
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等		各種医療費の給付・助成(保健福祉課) 各種医療費の給付・助成(保健福祉課)						
期待される 改革の効果	点検業務にかかる	点検業務にかかる経費の節減が期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	び範囲の明確化と	効果の検討を行っ 期高齢者医療広域	()の事務内容を分析 たが、老人保健制原 連合で対応する予	度については平成2	0年度に制度改正			

担当所属	保健福祉部児童福	ā 祉課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	41 (48)			
改革事項	市立保育園の民営	\$化(5園)						
	運営を社会福祉法	民間活力を導入しながら市全体の保育や子育て支援の拡充を図るため、市立保育園の設置 運営を社会福祉法人に移管する。民営化計画に基づき移管先法人を選定のうえ、対象5園に ついての民営化を進める。						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
山 茅山突		0	0					
改革内容 及び 年次計画	4月:引受先法人の公募 6月:民営化園、引受法人の決定、公表7月~市に係る協議平成19年を実施園(河原田・水沢・西溝保育園):運営移完に係る概ねの協議完下西浦保育園):運営移完了平成19年実施園について、条例改正上程	保育引継業務 移管協定書等締結 平成20年度実施園 (高花平・三重保育 園):運営移管に係る 概ねの協議完了 平成20年実施園につ いて、条例改正上程	移管引渡し(河原田・ 水沢・西浦保育園) 保育引継業務 移管協定書等締結	移管引渡し(高花平・ 三重保育園)				
₩ ₹ ₽ ₩ ₹□ ±	上位又は	任務目的	社会ニーズに対応	した行政運営を行	う			
▮ 業務棚卸表 ■	業務2桁又	は4桁手段	市民ニーズを踏ま	えた保育サービスの	 D提供			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	業、制服、スモック間を4ヶ月から1年移管するための必子育てに関する今長保育、休日保育	業務2桁又は4桁手段 市民ニーズを踏まえた保育サービスの提供 移管先法人と移管引継ぎ及び職員採用計画、延長保育、一時保育等の利用料など個別事業、制服、スモック等の保護者負担、また、施設整備に関する詳細な協議を進める。引継ぎ期間を4ヶ月から1年に延長し、保護者の不安を解消するほか、保育所民営化を推進し、円滑に移管するための必要な経費を確保する。 子育てに関する今日的な課題として、保護者の就労機会の増加や就労形態の変化により、延長保育、休日保育、一時保育などの多様な保育メニューの展開や、育児に対する不安や負担感などに対応した子育て支援施策の充実が強く求められている。						
期待される 改革の効果	次世代育成戦略プランに基づき、延長保育、乳児保育、一時・特定保育実施園を拡充するほか、新たに休日保育の実施など、多様な保育メニューを展開する。 子育てに悩む未就園の子どもの保護者への育児相談や交流の場として、基幹型の橋北子育て支援センターを核として、公私立保育園及び医療機関の子育て支援センター、公私立保育園の「あそぼう会」との連携を図る。また、子育て支援センターの増設に取り組む。							
取組状況 及び 今後の方針	人選定委員会」に管に関する詳細の保育所民営化を推派遣し、1年間をかける保育士の確保	おいて応募提案を 協議を行った。 進するため、法人の けて円滑に移管園 に必要な経費につ	審査し、5法人を移 の保育士を、移管す の保育に関する引 いて助成する。また	継ぎを行うこととし、	Eし、設置運営移 に移管前年度から 移管先法人にお 別、移管先法人が			

担当所属	 保健福祉部保健も 	2ンター		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	42 (50)		
改革事項	三重北勢健康増進	をロンターの指定管	理者化検討				
	一層のコスト削減と利用者拡大を図るため、指定管理者制度導入の可否について検討する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画		指定管理者化の検討	指定管理者化の検討	指定管理者化の検 討・決定			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民の健康づくりを	≦サポートする 			
	業務2桁又	は4桁手段	健康づくりの啓発、	教育の推進			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	医療法では、営利 進事業(健康度測) 人の選定を行う必要	定、体力測定、運動		ないため、指定管理 実施できる医療行為			
期待される 改革の効果	市民サービスの向上と運営にかかる経費削減が期待できる。						
取組状況 及び 今後の方針	指定管理者制度導 決定する。	淳 入に向けて問題点	えを整理し、指定管理	理者制度導入の可	否について検討、		

担当所属	商工農水部商業額	光課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	43 (51)	
改革事項	勤労青少年ホーム	の指定管理者化				
	幅広〈若い世代のための施設として変容しつつある勤労青少年ホームについて、今後のあり方 の検討を進めるとともに、利用者のニーズに、より一層対応するため、指定管理者制度の導入 を図る。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	指定管理者制度導入	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・ 審査	指定管理者化			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	自主・自立性の高い	い青少年になる		
X 100 IIII W	業務2桁又	は4桁手段	個人のニーズにあ	った事業展開の強	化	
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	正職員の削減などしかし、勤労青少年い世代のための施め、平成19年6月	員会の不登校児童 、これまでに勤労青 Fホームは設立時の 設へと変容してきて	・生徒のための適応 『少年の運営を見直 ②働〈青少年のため 「いる。 そこで、利用 別度導入を目指する	E利用した他事業の 5指導教室、子どもにし、効率的運営に の福祉施設というも 者のニーズに、より とともに、今後の勤う	の居場所事業)、 努めてきた。 のから、幅広く若 一層対応するた	
期待される 改革の効果	指定管理者制度の導入を図り、利用者のニーズに、より一層対応することが期待できる。 施設活用について、新たな提案が期待できる。 人件費の削減に努めることができる。					
取組状況 及び 今後の方針	整を進めた。 平成18年6月市議 を上程。以後、指定 はなかったため、募 定例会に指定の議	会定例会に勤労青 官管理者の公募、選 募集要項の見直しを 案を上程し、平成1	少年ホーム条例の 建定審査、候補者選 して再公募を行うこ	理者による管理運営	旦行為補正の議案 が、候補者の該当 成19年3月市議会	

担当所属	商工農水部商業額	見光課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	44 (52)		
改革事項	大四日市まつり開	催業務等の外部委	託				
		「大四日市まつり」及び「四日市花火大会」関連業務について、行政主導型から市民主導型イベントに移行させていくため、引き続き外部委託の拡大を図る。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	大四日市まつり 広報業務・経理業務 等の外部委託化 四日市花火大会 販売業務・経理業務 等の外部委託化	大四日市まつり 運営業務の一部外部 委託化 四日市花火大会 運営業務・広報業務 等の一部外部委託化	大四日市まつり 運営業務の外部委託 化 四日市花火大会 運営業務の外部委託 化				
業務棚卸表	上位又は	任務目的		る雇用の場が増える			
来初加加中代	業務2桁又	は4桁手段		「民主導型大四日市 市民参画による花り			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等		∮画できるように努め など、効率的運営は	oていくとともに、業績 こ努める。	務の外部委託を拡え	充し、職員の従事		
期待される 改革の効果		より市民ニーズに合ったイベントの実施が期待できる。 職員の従事時間の削減に努めることができる。					
取組状況 及び 今後の方針			務の委託範囲を拡大 も、委託業務の範囲				

担当所属	商工農水部農水掘	· 東課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	45 (57)		
改革事項	三泗鈴亀農業共済	等事務組合の民営 係	比検討				
		四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町をもって構成する一部事務組合につい て、関係市町と協議しながら、民営化を含めた事業のあり方、組合の役割について検討を行 う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	方」協議	「事業のあり方、事務 組合のあり方」中間報 告・最終報告 検討・決定	組合としての方針決定				
業務棚卸表		任務目的	農水産業を活性化	ごする こうしゅう			
	業務2桁又 	は4桁手段 					
・ 改革事項選択 の理由 ・	農業災害補償制度である農業共済事業は、農作物等が自然災害等で被害を受けた場合に、 農家の経営を安定させ、再生産力を維持するための国の政策補償制度であり、一度に広い範囲で損害が発生することがある。このため掛け金が高額になり加入者の確保が難しく、また、リスクが大きく民間事業者では負担しきれない事業である。 農家の減少で事業規模が縮小傾向にあること、専門職員によるサービスの向上が求められていること、さらには市町村運営による農業共済事務への国の事務費負担金(補助金)が税源移譲の対象となり構成市町の負担が増えることなどを考えると三泗鈴亀地区における農業共済事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。農家が安心して農業経営に励めるためには、将来にわたり安定的、効果的な農業共済事業の検討が不可欠である。						
期待される 改革の効果	より一層の広域合併がなされ、硬直した行政による運営から、判断の柔軟性や迅速性、さらに は共済の専門性が発揮できる民間の共済組合による運営への移行により、農業共済事業の運 営が安定する。						
取組状況 及び 今後の方針	先進共済組合など 幹事会で協議を重	の視察を行い、民党 ねた。 業団体、農業者等で	営化の手順や県及で で構成する「事業運	ミを行う必要がある。 び連合会の果たす? 営見直しに関するゑ に民営化の方法を	役割などを調査し、 &話会」を設置し、		

担当所属	商工農水部農水振	長興課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	46 (58)		
改革事項	北勢公設地方卸売	市場管理運営の目	民営化				
	桑名市、四日市市、鈴鹿市で構成する一部事務組合で管理する市場について、関係市と協議 しながら、平成22年度から管理・運営の民営化を行う。						
) 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	快討組織のユエリ 民営化先進市場視察 「検討結果」の報告	検討・決定 指定管理者の指定・ 協定締結	指定管理者による管 理の開始 民営化に向けた施設 整備	指定管理者による管理 民営化に向けた施設整備	指定管理者による管理 理 民営化に向けた施設整備		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	農水産業を活性化	ごする。			
X 977 IIII DIP ICC	業務2桁又	は4桁手段					
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	大型スーパー等の量販店や外食産業などは、生鮮食料品の仕入れを生産者などから直接購入したり、インターネットの活用等により、卸売市場を経由しない取引が増加している。また、卸売市場における取引は「競売り」から「相対取引」へ移行しており、市場の機能が低下するとともに、その業務が形骸化され、市場の管理運営における行政の役割が減少している。また、平成22年4月から中央卸売市場の委託手数料の自由化が始まり、市場・卸間の競争が激化する中で、消費者の食品に関する安全性への関心が極めて高いことから、消費者のニーズに応えられる施設整備が求められている。今後もより一層、市場利用者や消費者のニーズに応えるため、北勢地方公設卸売市場の管理運営を見直す時期に来ている。						
期待される 改革の効果	硬直化した管理運営の公営形態から、流通環境の変動に即応でき、判断の柔軟性や迅速性、 さらには市場運営の専門性が発揮できる市場運営会社による民営形態への移行により、北勢 地域の台所を預かる卸売市場が活性化する。						
取組状況 及び 今後の方針	びそのスケジューJ 平成19年4月から3	レが決定された。 年間は指定管理者	平成18年3月には杭 治制度を活用した運 22年4月から民営化	営委託を行い、その			

担当所属	商工農水部農水振	長興課(農業センタ-	-)	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	47 (54)	
改革事項	茶業振興センター	の指定管理者化				
	出品茶への対応、茶工場の製茶業務を一括して行うことにより、より効率的に運営できることから、指定管理者制度の導入を図る。					
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画	指定管理者制度導入 案の検討	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・ 審査	指定管理者化			
業務棚卸表	上位又は	任務目的	農業を活性化する			
未奶伽叫水	業務2桁又	は4桁手段				
問題点の整理						
改革事項選択 の理由 ・			定期な業務であるる	ことから、人の配置等		
改革内容の説 明等				•		
期待される 改革の効果	・専門的な知識を	上 開館による施設利億活かしたサービスのこよる利用の促進 の施設やイベント第	の提供	向上		
取組状況 及び 今後の方針	平成18年6月市議程。以後、指定管理 定例会に指定の議	会定例会に茶業振 里者の公募、選定署	興センター条例ので 警査、候補者選定の 年3月中旬に基本に	団体との調整を行: 改正・債務負担行為)手続を進め、平成 為定、年度協定を紹	高補正の議案を上 18年12月市議会	

担当所属	商工農水部農水抵	長興課(農業センター	-)	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	48 (55)	
改革事項	ふれあい牧場の指	定管理者化				
	乳牛育成部門と公園的な機能を持つふれあい部門の施設を一体として総合的に管理することにより、より効率的に運営できることから、指定管理者制度の導入を図る。					
) 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画	指定管理者制度導入 案の検討	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審 査	指定管理者化			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	農業を活性化する	5		
大の加川でな	業務2桁又	/は4桁手段				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	また、公園的な機能 る。 指定管理者制度の	1日市酪農協に行政 能を持つふれあい部)導入によって、ふれ ことができ、市民サ-	3門の管理は、市が 1あい牧場の施設を	で四日市酪農協へす E総合的に管理する	季託を行ってい	
期待される 改革の効果		上 D延長等による利便: 活かしたサービスの				
取組状況 及び 今後の方針	を行った。 平成18年6月市議 以後、指定管理者 会に指定の議案を	い部門の業務の一位 会定例会にふれあい の公募、選定審査、 上程。平成19年3月 3管理運営を開始す	1牧場条例の改正 候補者選定の手約 中旬に基本協定、	·債務負担行為補 売を進め、平成18年	正の議案を上程。 =12月市議会定例	

担当所属	商工農水部農水掘	長興課(農業センタ-	-)	改革番号 (集中改革プラン改革番号)	49 (56)		
改革事項	農業センターの見	直し(樹木園のあり)	う)の検討				
	農業をとりまく情勢に対応するため、農業センターの樹木園について、その機能の存続、他用 途への活用等について検討を行う。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	農業センターのあり 方・方向性の検討	農業センター業務の 見直し 樹木園の機能存続、 他用途への活用等に ついての検討	樹木園の利活用についての基本方針の検討・決定				
業務棚卸表	上位又は	任務目的	農業を活性化する				
	業務2桁又	は4桁手段 					
の理由	を行い、農業の担じ	ハ手の育成や支援 農業センターを位置	付けている。樹木園	類を目的に業務を 園については、見本	実施しており、そ 、展示園として直		
		樹木園の機能存続については、管理業務の委託化、他用途への活用等について検討すること により、時代に即応した施設として活用が図られる。					
取組状況 及び 今後の方針	地元のあがたまち	づくり委員会での協	うについて内部での 議を含めた検討を復 3等について、そのを	行った。			

担当所属	環境部環境保全語	k		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	50 (59)		
改革事項	環境学習センター	の指定管理者化					
	市民の多様なニーズに、より効果的、効率的に対応するため、環境学習センターの管理運営に民間のノウハウを活用できるよう、受託できる団体の状況を見据えながら、指定管理者制度の導入を図る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	指定管理者制度の導 入の検討 指定管理者制度の導 入の検討 指定管理者制度の導 指定管理者の公募・ 指定管理者の選定・ 審査						
業務棚卸表	上位又は	任務目的	四日市の生活環境	がよくなる			
来初加加中代	業務2桁又	は4桁手段	環境保全意識の高	揚			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等			な施設運営を行うた				
期待される 改革の効果	自主事業を通じた	自主事業を通じた多種多様で、専門的なサービスの提供等。					
取組状況 及び 今後の方針			るとともに、指定管理 団体など受託可能				

担当所属	環境部環境保全調	Ŗ		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	51 (60)	
改革事項	新エネルギー等普	ネルギー等普及支援にかかる補助金交付業務の外部委託				
	新エネルギー等普及支援にかかる補助金交付業務を、外部委託化する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画 市H18補E	市H18補助制度確定	県のH18補助制度内 容協議 H19~の市補助制度 検討 業務手順書作成	委託契約			
業務棚卸表	上位又は任務目的四日市の生活環境がよくなる					
)())) d	業務2桁又	は4桁手段	新エネルギー発電	設備の設置補助		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等		に、太陽光発電につ	ー等(新エネルギー ONでは市補助金の 委託を行うものであ	の上乗せを行ってい	備)普及支援にか Nる。この補助金交	
期待される 改革の効果	補助申請者の	新エネルギー及び省エネルギー普及支援にかかる補助金交付業務の効率化 補助申請者の利便性向上(募集を年1回から複数回に) 外部委託による事務負担軽減により環境保全業務内容充実				
取組状況 及び 今後の方針	るとともに、平成19 整備する。平成19	年度から導入する「 年度は、中小企業「	設備等設置補助制 中小企業向け新エネ 向け新エネルギー設 の募集を開始し、同	トルギー設備設置を 受備設置補助制度の	輔助制度の要綱を D外部委託用処理	

担当所属	環境部環境保全調	1		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	52 (61)	
改革事項	公害健康被害補償医療事務の外部委託検討					
	レセプト点検業務は、業務量が少量であることから、他課のレセプト関係業務との共同処理等 含め外部委託の検討を行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画	委託業務範囲の検討 及び課題整理	委託効果の検討	委託方針の検討·決 定			
業務棚卸表	上位又は	任務目的	公害健康被害者が る。	「自立・安心して生活	舌できるようにす	
来初加州中代	業務2桁又	は4桁手段	公害健康被害認定	☑患者に対する補償	の給付	
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	単独での委託が困	難であり、同種の勢 プト点検業務は、12	委託等が可能と思 養務を担当している 欠2次とも直営で実施 思われる。	他課との共同処理が	が考えられる。	
	他課との共同処理 減が図られる。	により業務量が減り	少すれば他の業務 ∕	への割り振りが可能	となり、事務負担軽	
取組状況 及び 今後の方針			レセプト点検業務が いて方針を決定す		課との共同処理が	

担当所属	上下水道局管理部	3営業課		改革番号	53 (62)		
改革事項	合併浄化槽補助金	会交付事務の外部委	经託検討				
		生活排水対策業務部門の統合を進める中で、合併処理浄化槽設置補助金の交付業務について外部委託の検討を行う。					
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	公共下水道、農集等 との事務事業統合の 検討	統合の検討及び部局 の決定と準備(部局の 決定 < 改革番号94 > 、要綱改正等)	新組織の中で外部委 託の検討を行ってい く。				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	生活排水による水気	質汚濁の防止			
来你伽叫 水	業務2桁又	は4桁手段	合併浄化槽の設置	計補助			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	合併処理浄化槽設 めて業務委託の検	设置補助金の交付事 討を行う。	■務は、補助区域の	判断等が伴う課題	もあり、これらを含		
期待される 改革の効果	補助金交付区域の判断等課題の解決ができれば、外部委託により事務負担の軽減が図れる。						
取組状況 及び 今後の方針		備計画の検討が先 なかで公共下水道、準備をすすめてい	、農業集落排水、コ	ミニティ・プラントと			

担当所属	環境部生活環境詩			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	54 (63)		
改革事項	資源集団回収奨励	る では、					
	資源集団回収奨励 う。	資源集団回収奨励補助金の交付業務等について、費用対効果等を検討し、外部委託を行 う。					
┃ 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	委託化の検討	業務手順書の作成委 託先及び経費等の検 討	委託化				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	廃棄物による環境	への影響を軽減す	「る。		
来仍加加卢代	業務2桁又	(は4桁手段	資源集団回収の数	芝励			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	務内容については 十分検討を行いな 斎場使用料補助金	加補助金の交付業務 補助制度に基づく がら、委託化を図る 、公衆浴場助成費 環境保全課)を委託	単純な事務作業でる。 これに併せて、生 補助金、犬猫避妊	あることから、経費、 Eごみ処理機の購 <i>)</i> 等手術費補助金、	委託先について \費補助金、市外		
期待される 改革の効果	事務の負担軽減が	事務の負担軽減が図られる。					
取組状況 及び 今後の方針	資源集団回収奨励場助成費補助金、課)を委託化し、臨	気を整理し、取り組むが補助金、生ごみ処理 大猫避妊等手術費 は時職員を削減する。 近に伴う要綱等ので	理機購入費補助金 補助金、新エネル -	、市外斎場使用料			

担当所属	環境部生活環境誤	k		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	55 (64)	
改革事項	ごみ収集業務(一語	部ルート)の段階的	外部委託			
	旧四日市市地域において、現在直営で実施しているごみ収集業務の一部ルートについて、外部委託を段階的に行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画		一部のルート、委託業 者及び契約方法等に ついての検討	一部のルート、委託業 者及び契約方法等に ついての検討	一部委託化	一部委託化拡充	
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	廃棄物による環境	への影響を軽減す	ర	
310 333 IMB - 1 DC	業務2桁又	は4桁手段	収集業務の委託化	どの検討		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等			職員30人でごみ収∮ 一部ルートの委託イ		1るが、今後、正職	
	職員数の削減によ 外部委託により車所			3 ,		
取組状況 及び 今後の方針	平成19年度からの き続き平成19年度	委託を検討していた	職予定者数を基にたが、直営収集が可る一部ルートの検討して取り組む。	「能となったことから	、平成18年度に引	

担当所属	都市整備部道路整	蛋備課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	56 (66)	
改革事項	道路パトロール業績	傍の一部外部委託				
	市道施設の安全・点検パトロール、緊急用資材の備蓄・管理、事故災害等の緊急作業等について、一部外部委託する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画		臨時職員のパトロール 業務の委託を検討	臨時職員のパトロール業務の委託を実施	の再任用化を実施		
業務棚卸表	上位又は	任務目的	快週な春らしと産業 クを構築する	蒼活動を支える良好	てな父囲イットリー	
X 177 IIII DI TO	業務2桁又	は4桁手段	道路の維持			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	務が道路パトロール 委託業務の問題と の排除は道路監理)備蓄と管理 事故 ルにて発見した道路 ル業務全体の8割を しては、道路の穴均 2員もしくは、それに	穴等をその場で 丿 :占めている。	業等となっている。 応急補修する一連(業員で出来るが、〕 ない。 従って全面委	作業手順として の作業で、この業 通行規制や竹木等	
期待される 改革の効果	激増している。パト	ロール業務を一部		より現在の1班体制	により、管理延長が 川に替り、3班体制	
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度は、調問題点のあぶり出平成18年度は、外委託が可能である。 平成19年度以降は平成20年度には、3班体制となる。	しを行った。 部へのパトロール か検討した。 	平成18年度(平成19年度(平成20年度(職員2人·再任2人· " 1人· " 3人· " 1人· " 1人· (委託作業	· " 0人) 4人 · " 0人) 2人 員2人) · " 0人) 4人 員6人)	

担当所属	都市整備部市街地	b整備·公園課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	57 (67)	
改革事項	道路後退用地業務	용(立会業務)の外部	『委託			
	道路後退用地業務連携を図りながら、	8のうち中心立会業 外部委託を行う。	務の一部について、	、用地課の実施する	る境界立会業務と	
) 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画 道路後退用地業務の マニュアル作成 一部外部委託試行化 一部	一部外部委託の拡充 一部外部委託試行の 検証	一部委託化				
数 数娜知圭	上位又は	任務目的	市民が快適に暮ら	せるまちになる		
来初伽岬 火	業務2桁又	は4桁手段		:整備手法の選択		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	道路後退用地業務 中心立会 助成金·報償金 後退用地整備工 登記手続 の4つに区分できる 道路中心は、用地 いため、中心立民境 課を通じて官民境	交付業務 - 事 3。	司時に行っている。	よって、中心立会業		
期待される 改革の効果		用地課の官民境界査定業務を外部委託することで、申請から境界査定の立会までの期間を短 縮できれば、道路後退用地業務の中心立会までの日数も連動して短縮できる。				
取組状況 及び 今後の方針	会業務も併せて委 平成18年度におい 委託先に具体的な	ハでは、用地課が実施できるかの投げが 託できるかの投げが ハでは、道路中心立 会託業務の説明を に契約締結の方向で	かけをし、検討を行っ 会業務の作業手順 することで、委託価	った。 の洗出し・マニュア	ル作成をし、外部	

担当所属	都市整備部市街地	b整備·公園課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	58 (68)			
改革事項	公園緑地、街路樹	管理業務の外部委	託拡大					
	公園管理事務所で	公園管理事務所で実施している公園、街路樹管理業務について、外部委託を拡大する。						
改革内容 及び	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
年次計画	委託化の検討	外部委託化への準備	公園・街路樹の緊急 対応分の一部外部 委託化	遊具等の施設リ ニューアルや修理業 務の外部委託化				
業務棚卸表	上位又は	性務目的	市民が快適に暮ら	らせるまちになる				
X 9.71 (III) 2 F 12 C	業務2桁又	(は4桁手段	公園·緑地·街路	樹の適正な維持				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	全に維持し、保全め、市職員の監督しかし、市が直接がの高い分野においまた、公園のリニュ	対の管理についてはするための専門性やによりシルバー人材によりが困難にで、外部委託を行うして、外部委託を行うして、外部では路樹のは、園愛護会等のボラ	>豊富な経験を基に センターへ業務委 こなってきており、2 り。 歯種転換を行って、	三迅速な対応が必要 託してきた。 公園遊具のリニュー 日常維持管理が	要である。そのた ·アルなど専門性 容易になるように			
期待される 改革の効果	設の不良に起因す 件費の削減が図ら	外部委託化することにより、専門性の視点から迅速かつ的確な判断や対応がおこなわれ、施設の不良に起因する管理瑕疵の発生が防がれるとともに、市民サービスの低下を招かず、人件費の削減が図られる。また、公園愛護会等に公園・街路樹の維持管理に参加していただくことにより、市民の緑化への意識を向上させることができ、2次的に経費の削減にもつながる。						
取組状況 及び 今後の方針	年度に再任用職員も再任用職員を14 平成18年度の苦帽 軽微なものがほとん 今後の方針として、	職員を再任用職員は 2の1名減を予定して 2減じ、正職員1名の 5件数は昨年度よりないとである。 苦情に対する対応は参加促進を図ってし	こいたが、平成19年 D体制とする。 曽加の見込みだが を早くするとともに、	をに前倒し実施す 、重大な事故等に「	「る。平成20年度 関わるものでなく			

担当所属	都市整備部用地調	Ŗ		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	59 (70)		
改革事項	境界立会業務の一	竟界立会業務の一部外部委託					
	境界立会業務については、事前に十分な資料調査及び現地調査を行う必要がある。また、 地権者の理解を得るためには、測量、登記等の専門的知識が必要であることから、専門知識 を有する民間業者への一部外部委託を行う。						
改革内容 及び	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
年次計画		一部委託化試行	一部委託化試行拡 充 一部委託化の検証	一部委託化試行拡 充 一部委託化の検証 境界確認事務取扱 要領の作成	一部委託化		
業務棚卸表	上位目的又	は任務目的	都市施設等の用り	地を効率的に取得	する		
来初加起代	業務2桁又	は4桁手段	官民境界査定				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等		色囲については、処	た、一方では業務に 識を有する民間業	こかかる専門知識を 者への外部委託化	を一定のレベルで とを行う。		
期待される 改革の効果	職員は土地に関 に伴う質の低下が 測量技術、登記	申請してから立会い実施日までの待ち日数が短くなる。 職員は土地に関する特殊知識を習得するための時間を要しなくなることから、職員の異動 に伴う質の低下がなくなる。 測量技術、登記知識を有する者が立ち会うことにより、境界の誤認がなくなる。 事務負担の軽減が図られる。					
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度に先進 平成18年度には、 一部委託化の試行 先進都市事例の調 委託事務処理手引 パイロット事業を実 境界確認事務取扱	先進都市事例の調 fを行った。 引査研究し、委託範 lきを作成する。 施し、コスト試算を	査研究及び境界3 囲を検討する。				

担当所属	都市整備部営繕工	- 務課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	60 (71)		
改革事項	営繕業務(設計·監	5理)の外部委託拡	大				
		ストックマネジメントや定期点検制度等行政が取り組むべき諸課題に対応するため、設計積算 業務、工事監理業務については、外部委託を拡大する。					
改革内容 及び	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
年次計画	外部委託拡大の基本 方針等の検討	施設を管理している部 署と外部委託拡大に 向けて協議 外部委託拡大のため の予算対応	:に 外部委託拡大				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的		よい公共建築等を			
来初加加中代	業務2桁又	は4桁手段		Zった設計・工事の! ○設計・工事の監督	监督		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等		部委託が可能な部 メントの導入やその			行い、課題となって 制とする必要があ		
期待される 改革の効果		設計・監理業務に費やす時間を公共建築物のストックマネジメント対策へ振り向け、計画的・一元的に執行することにより、施設保全に要する経費の軽減と平準化が見込まれる。					
取組状況 及び 今後の方針	上を各課へ依頼し	基本方針等の検討を た。 事規模により外部委		,	,		

担当所属	都市整備部市営住	宅課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	61 (72)	
改革事項	市営住宅の指定管	理者化検討				
	入居者の募集、収入審査、家賃徴収等市営住宅の管理業務については、先進地の事例等を 研究し、指定管理者制度の導入の可否を検討し、メリットがあれば導入を目指す。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画 先進事例の調査	先進事例の調査	先進事例の調査	業務の具体的範囲・市理規模・受託可能事業指定管理者制度以外の託等の検討 委託に向けた各種デー	者等の検討 D管理代行や外部委	指定管理者制度化の 検討・決定	
業務棚卸表	上位又は	任務目的	社会ニーズに対応	した市営住宅を整	備する	
X 977 11112 P - C C	業務2桁又	は4桁手段	市営住宅の適正な	入居管理		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	リットデメリットの整理	理を行う。指定管理 管理規模及び受討	!者制度の導入につ £可能事業者等、公	いては、業務の具を	音化等についてのメ 体的範囲や管理委 踏まえ、検討を行	
期待される 改革の効果	市営住宅の管理に減等を図る。	市営住宅の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削 減等を図る。				
取組状況 及び 今後の方針	研究するため、視察 平成18年度も引き	察を行った。 続き先進事例を調 1ば平成21年度に	、している佐賀市と 査し、平成19・20年) 事業者の公募、決定 っていく。	度の2年間で指定管	管理者化の検討を	

担当所属	教育委員会スポー	ツ課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	62 (73)		
改革事項	四日市ドームの指	定管理者化					
		四日市ドームについては、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、指定管理: 制度の導入を図る。					
) 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	指定管理者制度導入 家の締討	指定管理者制度導入 に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定審 査	指定管理者化				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民が体力や年齢 ができるようにする	8、目的に応じてスプ	ドーツに親しむこと		
未奶伽叫衣	業務2桁又	は4桁手段	市営運動施設の管	理見直し			
問題点の整理							
・ 改革事項選択 の理由 ・	日から、これまでの 直営管理を行って	管理委託から指定 いる四日市ドームに	温水プールを除〈2 管理者による管理 こついては、 平成19	こ移行させた。 年4月から指定管理			
改革内容の説 明等	移行させ、専門性を	を活かしたサービス	の向上、管理コスト	の縮減を図る。			
期待される 改革の効果	一括管理(施設 専門性を活かし 需要に応じた適	市民サービスの向上 一括管理(施設・設備・清掃管理等)によるサービス水準向上 専門性を活かしたサービスの提供 需要に応じた適切、柔軟な事業展開 管理コストの縮減					
取組状況 及び 今後の方針	定管理者の公募、	会定例会にドーム系 選定審査、候補者 成19年2月中旬に基	- ム条例改正等の原 条例の改正・債務負 選定の手続を進め、 基本協定、年度協定	担行為補正の議案 平成18年12月市記	議会定例会に指定		

担当所属	教育委員会図書館	Ži.		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	63 (74)	
改革事項	図書館の指定管理	2者化検討				
	図書館の管理運営について、引き続き窓口職員の体制の見直しを行うとともに、図書館における指定管理者化について、先進地の事例等を参考にしながら、検討を行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	指定管理者化の可否 の検討(他館の導入 状況の調査)	指定管理者化の可否 の検討(先進地の事 例調査及び資料収 集、図書館業務の分 析・見直し)	指定管理者化の可否 の決定(図書館業務 の分析・見直し)			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民の多様な学習	要望に十分応じら	れる図書館になる	
	業務2桁又	は4桁手段				
改革事項選択 の理由	情報管理の徹底を 発生時の利用者の	し、各々のメリット・はじめ、通常業務)避難誘導、図書の (調査・相談業務)の 決算、図書の選書	デメリットの検討を行 における利用者と図 ・不正持ち出し対策 の充実など、行政と ・除籍などの管理部	う。その管理運営は 書館、利用者同士 、図書館業務の根 民間との適切な役割 別は直営とし、その	こついては、個人 のトラブル、災害 幹の一つであるレ 削分担が可能かどう	
期待される 改革の効果	開館時間の延長、れる可能性がある。	開館時間の延長、開館日の増加による図書資料の貸出サービスの向上、人件費の削減を図 れる可能性がある。				
取組状況 及び 今後の方針	事例の情報収集をい、制度導入のメリ	行った。今後、図書 ット・デメリット、導力	∮入事例が少ないが 書館の使命を踏まえ へしないメリット・デメ −分分析・見直して、	た上で、先進地の リットを検討するとと	事例の分析を行 さに「利用者サー	

担当所属	教育委員会博物館	Ĭ.		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	64 (75)	
改革事項	博物館の指定管理	者化検討				
	博物館の管理運営について、引き続き運営費の見直しを行うとともに、博物館における指定管理者化について、先進地の事例等を参考にしながら、検討を行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	指定管理者化の可否 の検討 (他館の導入状況等 調査)	指定管理者化の可否の検討(制度導入のメリット・デメリットの検討、先進地の事例等調査)	の決定 (委託先の状況調査、 導入時の選定基準等 検討)			
業務棚卸表	上位又は	任務目的		が、郷土を大切に まちづくりや未来を		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説	教育に対する支援 文化関係に限らず て考えられる。 資料 を損なうことなく市目	育施設として位置作も主要な活動となっ、市の施策を市民14や情報の収集保存民サービスの向上と	こ働きかける場とし すにおいても公立館 運営費の節減の両	i会という手法をとれ ての活用も今後の博 iならではの能力が	る特徴を生かし、 専物館のあり方とし ある。これらの特徴	
明等	導入で実現できる	かどうかを検討する	•			
期待される 改革の効果	人件費の削減が期待できる。また、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応できる可能性がある。ただし、教育的要素や学校に対する活動が損なわれないようにする必要がある。施設の維持管理については、個々に委託していたことを一括して委託することができるので、経費削減を図れる可能性がある。					
取組状況 及び 今後の方針		、状況等の情報収算 にしつつ、当館にあ	長を行った。		りいて検討を行うと 記討し、平成19年度	

担当所属	教育委員会社会教	な育課(少年自然の)	家)	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	65 (76)			
改革事項	少年自然の家・水流	沢市民広場の指定	管理者化検討					
		学校教育との連携を図り、施設の管理運営面について、先進地の事例等を参考にしながら、 指定管理者制度の導入の可否の検討を行う。						
】 沙革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
改革内容 及び 年次計画	管理面・運営面にお ける内容・効果等を検 証 先進地調査	指定管理者化の可否 の検討	平成18年度実績を加えてさらに検討し、管理面及び運営面における指定管理者化の可否を決定					
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	や指導及び活動の					
X 5X 11112 P . C .	業務2桁又	は4桁手段		受入れ事業の充実 充実・施設利用のD				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	当施設の事業は体験活動を中心に実施され、受け入れ事業では学校教育や社会教育団体等との連携が重要であり、主催事業では参加者への教育的配慮が必要である。これらが十分に機能することで、社会教育施設としての役割が達せられるものであり、内容・指導の向上と運営管理費軽減の両立が指定管理者制度の導入で可能かどうかを検討する。							
期待される 改革の効果	主催事業や受け入れ事業の体験活動指導において、より専門性の高い指導を受けることができるのならば、参加者の体験や学習がより深まる。 人件費の軽減及び管理委託業務の一括委託による委託費の軽減。							
取組状況 及び 今後の方針	行うなどして、資料	の収集を行った。 制度を導入する施詞	入した施設及び導 设を探り、直接訪問					

担当所属	総務部人事課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	66 (78)		
改革事項	適正な定員管理の推進					
	人件費総額については、更なる抑制を図っていく必要があり、職員数を平成19~21年度の3 間で中核市移行事務を除き6%以上(集中改革プランは平成17~21年度の5年間で中核市移行事務を除き10%以上)、各年度2%以上の削減を図る。					
改革内容	平成17年度 平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	業務の効率化、外部委託化等により、 各年度2%以上の職員数の削減	業務の効率化、外部委託化等により、 各年度2%以上の職員数の削減 職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発				
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活	用、市職員の能力	の十分な発揮		
X 3X 11112 P . C.	業務2桁又は4桁手段	効果的な人材活用	、適正な人員配置			
・ 改革事項選択 の理由 ・	行政の効率化、財政の健全化等のため市の重要課題となっている。また、国のれており、行革プランの基本目標(集中成するためには、業務の効率化・合理・入などに取り組んでいく。また、中核市政策課題や市民ニーズに応ずる必要をものとして職員の確保に配意していく。)地方行革において 中改革プランと共通 化とともに、外部委 移行への対応、市	ても地方公務員の肖 !)としているものでま 託等の推進や指定 :民の安全確保や危	減は重点課題とさ 5る。その目標を達 管理者制度の導 機管理等、重要な		
	人件費総額の削減。 限られた人的資源の効率的な配置と人	人件費総額の削減。 限られた人的資源の効率的な配置と人材の有効活用。				
取組状況 及び 今後の方針	中核市等移行事務に係る増員分を除る 定数 対前年度比 20人減(平成17年 配置 対前年度比 77人減(平成17年 *中核市要因で22人増 毎年2%以上の職員数の削減を図る。 人員配置は除く。)	∓ 2,999人 平成1 ᆍ 2,910人 平成1	8年 2,979人) 18年 2,833人)	かる業務増に伴う		

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	67 (79)	
改革事項	適正な職員配置					
	多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、職員は、市民の視点に立った効率的な市所を支える専門集団となるとともに、優れた人材確保と養成に努め、職員の能力や適性を重した人事管理制度の再構築に取り組む。 団塊の世代退職後の技術・ノウハウ等の移行対応 職員年齢・勤続構成を考慮した採枠 人事交流の見直し 任期付短時間職員の活用等任用・勤務体制の多様化の検討 職員のモチベーション維持向上・職の庁内公募制の検討 女性職員の登用 職員の身健康対策・職場復帰プログラムの充実					
改革内容	平成17年度 平成	成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	職員年齢・勤続構成を考慮した採用枠採用年齢要件を34歳27~34歳 職の庁内公募制の実施(H18中核市関連業務に適用) 女性職員の登用 職員の心身健康対策 こころの相談、トレーナー制度の充実	ー について具体 的取組の改善、実施 ~ について具体的取組の改善、	文善、実施			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は任務目	的	職員の効率的な活	用、市職員の能力	の十分な発揮	
来勿伽叫化	業務2桁又は4桁	手段	効果的な人材活用	、適正な人員配置		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	については、団塊世代の退職に伴い熟練した技術やノウハウ等の蓄積が失われるおそれがあり、若い世代への継承等に配慮した職員配置を行う。 については、団塊世代の退職に伴い職員の年齢・勤続構成が大き〈変動することから、組織構成や役職階層への影響を見通し、人材の確保・育成を図る。 については、行政の高度化、多様化、専門化等に対応するため、国や県等他団体への派遣や異職種間の交流等を推進する。 については、フルタイムを原則とした勤務形態では、サービスの多様化や業務の効率的運営に対して柔軟性をもって対応できない。任用・勤務形態の多様化等は、ワークシェアリング、柔軟な配置、窓口延長等への対処に有効である。 については、能力と実績に基づく人事管理を基本に、組織使命の明確化等経営型の組織運営、官民の役割分担等に供う職員の役割の					
期待される 改革の効果	金属を囚が、職員の心才健康を引る。 職員の能力と適性に応じた適材適所の配置(仕事と人のマッチング)。 職員個人のキャリア(個人が組織で長期に経験する仕事群)開発。 業務運営の効率化、組織特殊的熟練の安定的な育成と確保。 働きやすく仕事の不安や不満の少ない職場の実現。 公平、公正な処遇、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現。					
取組状況 及び 今後の方針	団塊の世代による課長・記職員年齢・勤続構成を考は看護職等一部を除き、295 市政に効果の高い部署へ職員の能力発揮と意欲あ 実施した。 女性職員の登用に努めた 職員の心身健康対策のた	慮し、平成175歳に統一を図 、の研修派遣の で、る職員の発掘	年度は採用年齢要件った。 の見直しと、中核市移 ・登用のため、中核市	が34歳以下であった 3行に向けた研修派道 市関連業務について	遣の検討を行った。 「職の庁内公募」を	

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革プラン改革番号)	68 (81)		
改革事項	人事考課の見直し						
	考課の見直しを図 勤勉手当への実 拡大	職種や職階に応じた人事考課制度の整備推進のため、 行動基準・行動観察尺度等評価					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画		人事考課制度の見直 し検討、行動基準・行 動観察尺度等評価手 法の研究	人事考課制度の改善 (一般職員の成績主 義適用)	人事考課制度の改善、人事考課制度の 再構築検討(係長及び課長補佐級への目標管理拡大)	人事考課制度の再構 築による実施		
】 業務棚卸表	上位又は	任務目的		用、市職員の能力			
)	業務2桁又	は4桁手段	効果的な人材活用 果的活用	i、人事諸制度の改 	革による職員の効		
改革事項選択 の理由	本に、組織目標と即理由を考え、職員の などで、職員の職務 を進める方針を示	理による成績評価 戦員の行動をリンクの納得度を高めるこ 多遂行能力や勤務 しており、本市として	を実施している。これ させ人材の成長を似 とが必要である。国 実績を的確に把握 「も、このような国の	れからの人事考課は 足し、組織への貢献 国は、公務員制度改 し、行動類型基準等	は、能力と実績を基 だけでな〈成果の 革や人事院勧告 評価制度の整備		
期待される 改革の効果	事管理を基本に人事考課の見直しを図る。 能力と実績に応じた適切な処遇の実現。 組織目標と職務行動や成果をリンクさせ組織力を高められること。 期待される貢献レベルと現状との乖離を明確にして人材の育成を図ること。 仕事と人の適切なマッチングを行うこと。 優れた人材(幹部候補者等)の選抜。 管理者のマネジメント能力や機能の育成や評価を行えること。 評価に対する信憑性や納得性を高めること。						
取組状況 及び 今後の方針	副参事を含む管理 人事院勧告に基つ を行った。 外部委員による人 管理職について査	う。定期昇給を廃 」	止し勤務成績による で会を行った。				

担当所属	総務部人事課·職	員研修所		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	69 (82)		
改革事項	職員研修業務の見	見直し及び人事考課	との連携強化				
	能力等の養成によ 力、接遇、人権意i 働意識の醸成を図	新四日市市人材育成基本方針(平成16年2月改訂)に基づく人材育成、経営感覚や政策形成能力等の養成により職員の意識改革を進める。また、市民とのパートナーシップ、説明責任能力、接遇、人権意識・倫理観等についてより実効性のある研修を実施し、職員の資質向上、協動意識の醸成を図る。さらに、職員の意欲、能力、実績を重視した人事管理を推進するため、研修による効果測定と人事考課との連携を強化する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	人事考課との連携強 化の検討	人事考課との連携強 化の制度設計及び実 施	人				
】 業務棚卸表	上位又は	任務目的		用、市職員の能力			
	業務2桁又	は4桁手段	効果的な人材活用 果的活用	人事諸制度の改	単による職員の効		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	ニケーション能力な 力と意欲を兼ね備	ネど職員の能力開発 えた人材の登用をネ っていくことが重要	『及び意識改革を図 進め、年功にとらわ》	感覚、情報管理能力 図ることが必要となっ れない能力と実績に こよる効果測定を今	ている。また、能 三基づく昇任制度		
期待される改革の効果	組織力の向上。	職員個人の能力を高め、将来の組織に貢献できる可能性を高めること。 組織力の向上。 組織のリーダーの育成や選抜。					
取組状況 及び 今後の方針	新たに、研修によるり、円滑な制度導力		3への昇格にも反映	させるよう、職員研	修所と連携を図		

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	70 (83)	
改革事項	時間外勤務の縮減					
	人件費総額の抑制、職員の健康管理の両面から時間外勤務の管理を徹底する。また、ノー死業デー及び週休日の勤務の振替による休日の確保を図る。時間外勤務の月平均30時間を起える所属を減少させるとともに、総時間数について3年間で9%以上(集中改革プランは平成17~21年度の5年間で15%以上)の削減を目指す。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	時間外勤務適正化計画 施 産業医による長時間時 託	i 間外勤務者の相談委	時間外勤務適正化計画の作成及び管理の実施 養委 産業医による長時間時間外勤務者の相談委託			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は化	任務目的		用、市職員の能力		
	業務2桁又は4桁手段 効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用					
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	時間外勤務は、職員 ら、業務上真に必要 る業務の効率化・委 長時間及び恒常的	要な場合に限るよう ≷託化、業務量に応	にする必要がある。 Sじた人員配置の流	勤務時間管理の循 動化など取り組み:	は底、業務改善によ	
期待される改革の効果	職員の健康の維持	·向上、作業能率の	の確保、経費の削減			
取組状況 及び 今後の方針	時間外実績は、平成また、産業医による時間外勤務の多い導を行った。 平成19年度以降も同時である。	長時間時間外勤系 所属には、適正化 時間外抑制へ向け	名者の面接保健相談報告書の提出及びた所属長へのヒア	炎を開始した。 所属長へのヒアリン	·グによる適正化指	

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革プラン改革番号)	71 (84)	
改革事項	特別休暇等制度の	寺別休暇等制度の見直し				
	国家公務員や他の地方公務員との均衡を考慮し、特別休暇等制度の見直しを図る。					
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容及び年次計画		リフレッシュ休暇など 特別休暇、病気休暇 等の制度の見直し検 討	特別休暇、病気休暇 等の見直し	特別休暇、病気休暇 等の見直し	特別休暇、病気休暇 等の全体見直 し完 了、実施	
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的		用、市職員の能力		
איין שנונון נגניאכ	業務2桁又	は4桁手段	効果的な人材活用 果的活用	、人事諸制度の改	革による職員の効	
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	(選挙権等公民権 動、結婚、産前産行 及び規則で定め運	行使、裁判所等証 <i>,</i> 後、出産補助、親遊 運用している。特別位 、国家公務員制度		直、災害・障害者等 クレッシュなど))、病 こついて、国家公務	への社会貢献活 気休暇等は、条例 員と比べ上回る水	
期待される 改革の効果	休暇制度の適正化	どを図ることができる	· o			
取組状況 及び 今後の方針		:上回る休暇等につ の実施及び制度の	りいて、職員団体との 改正を行う。	の協議の実施と申し	入れを行った。	

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革プラン改革番号)	72 (85)		
改革事項	職員福利厚生事業	の見直し					
		戦員の福利厚生事業については、社会経済状況・生活スタイルの変化、公平性及び公費負)適正化等の観点から、事業の見直しを行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	補助金の見	直し、実施	施 補助金の見直し、実施 対 職員の効果的な活用、市職員の能力の				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は任務目的		職員の効果的な活用、市職員の能力の十分な発揮				
	業務2桁又	は4桁手段 	福利厚生事業の通	園正な実施、福祉事 ──────	業の実施		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	現在の福利厚生事るものと公費(事業してより適正な公費	者)負担によるもの	とを事業内容につい				
期待される 改革の効果	経費の削減	経費の削減					
取組状況 及び 今後の方針	公費負担による事態 た。 引き続きより適正な 効率化についても	公費負担となるよう			い削減を実施し)活用など、事業の		

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	73 (86)		
改革事項	給与体系の見直し	合与体系の見直し					
国の公務員制度改革においては、「能力、実績等が的確に反映される新築」が目指されており、国の動向を踏まえながら、給与の適正化を推進す給与水準の適正化・ラスパイレス指数102.8(平成17年4月)を平成19年度以降(集中改革以降)100以内に是正給料表の見直し・市独自給料表から国公・行政職(一)準拠給料表へ移行・職種別給諸手当の見直し・地域手当の新設・特殊勤務手当等の見直し					ランは平成18年度		
及び 年次計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	た給与制度及び給与	独自給料表の廃止に よる新給料表導入、給料3%カットH18から2 年間(1年目で検討)、 地域手当等の実施 職種別給料表の導入 検討、特殊勤務手当 等の見直し検討	独自給料表の廃止による新給料表導入 給料3%カットH18から2年間(1年目で検討)、地域手当等の実施 際番別給料表の道入検討、特殊数数表出等の見声し検討				
業務棚卸表	上位又は	任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮				
	業務2桁又	は4桁手段	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員 果的活用				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	国の行政職(一)の 与水準において、 員制度に準拠した	こついては、人事院)合成表であること、 ラスパイレス指数で 枠組みとする方針の 指数を100以内に是	全職種一表制を採 102.8(平成17年指 Dもと、平成19年度	用していることなど 数、全国2位)となっ 以降(集中改革プラ	の理由により、給 っている。国家公務 うつは平成18年度		
期待される改革の効果		合与制度と給与水準の適正化を図ることができる。 人件費総額の抑制を図ることができる。					
取組状況 及び 今後の方針	平成18年4月から ため「給料3%カッ	型した条例改正を平 市独自給料表から ト」を実施し、ラスパ 型しながら、国や他の	国公・行政職(一)準 イレス指数99.2を達	拠給料表を導入し 成した。			

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	74 (87)		
改革事項	成績主義の運用の	ば績主義の運用の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
	昇給制度の見	勤務成績をより的確に反映し得るよう、昇給制度・勤勉手当等成績主義の運用改善を図る。 昇給制度の見直し 勤勉手当への実績反映の適用拡大					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	国家公務員制度改革 を注視しつつ、市とし ての制度の研究及び 制度設計	管理職に対し制度設 計及び運用開始	制度の一般職員への拡大及び見直し	制度の運用	及び見直し		
業務棚卸表	上位又は	任務目的		用、市職員の能力			
来奶咖啡化	業務2桁又	は4桁手段	効果的な人材活用 果的活用	人事諸制度の改	革による職員の効		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	結びつけた処遇を		員の能力と実績等を る。職務職責や勤務 る。				
			たに向けて導くインも うることが期待できる		13こと。		
取組状況 及び 今後の方針	を行った。 従来の課長職以上 映を拡大した。 また、外部委員に。 平成18年度から管	こから、副参事に対 よる人事・給与制度	止し、勤務成績によ しても勤勉手当への の研究会を行い、3 導入した。今後、人 の研究を行う。)目標管理による成 Eに評価について核	績評価の実績反 検討を行った。		

担当所属	経営企画部·関係	部局		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	75 (88)		
改革事項	経営企画部及び各	ら部局の政策推進ス	くタッフの充実				
	総合的な政策調整、部局横断的な企画立案等を強化するため、政策推進監に係る本務兼務体制、東京事務所の配置について見直しを行う。また、各部局の企画調整、計画策定、マネジメントの向上を図るため、各部局の政策推進に関する組織改革を進める。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画		経営企画部及び各部 局政策推進に係る組 織の見直し(素案)の 検討	経営企画部及び各部 局政策推進に係る組 織の見直し、条例等 関係規改正	新組織体制への移行			
業務棚卸表	上位又は	任務目的	目的志向·成果重	視による行政経営シ	ノステムを構築する		
	業務2桁又	は4桁手段	組織・機構の見直	υ L			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	すとともに、成果志て従来の事業執行について、総合的は	向の視点に立って 中心から政策推進 あるいは部局横断的		推進していくために 換、各部局縦割で む的施策の推進・企	は、各部局につい は困難な行政課題		
期待される 改革の効果	い部署でより有効や し全庁あるいは関う よって戦略性を持	市の独自性のある施策・事業の立案、展開を推進しやすくなること、市民ニーズを把握しやすい部署でより有効性のある施策・事業の立案、展開を推進できること、縦割行政の非効率を排し全庁あるいは関連部局の連携により効率的に施策や事業を推進できること、選択と集中によって戦略性を持った取組や対応が可能になること、トップの意向に対し的確に対応し必要な措置をより迅速に実施できること。					
取組状況 及び 今後の方針	行政経営委員会に	しについて集中改 おいて経営企画部 においては、保健福	革プランの改革事I B及び各部局政策排	頁に位置づけた。 性進に係る組織の見			

担当所属	経営企画部行政総	Z営課·関係部課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	76 (89)		
改革事項	(仮称)内部事務管	(仮称)内部事務管理センターの設置検討					
	各課で行われている総務や会計等の事務について、(仮称)内部事務管理センターを設置して 一元的に集約化するとともに、外部委託等の活用により内部事務管理の効率化を検討する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画		内部管理事務に係る 業務範囲・内容、課 題、効果、導入方法、 経費等について検討・ 分析(関係課と共同検 討チーム編成)、先進 自治体の調査、導入 構想のまとめ	続きの見直し、経費等	定方法・組織等の改			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	目的志向·成果重	視による行政経営シ	ノステムを構築する		
איין שנונון נגניאכ	業務2桁又	は4桁手段	集中改革プランの	実施			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	財務会計システムきている。しかしな事務については職とが適当であること	や庶務事務システんがら、全庁的な観点 しまいで直接実施する 、各部署での分散が	る事務、旅費計算・ 公の導入により、事務 なから外部委託等の 必要はなく外部委託 処理の状態ではさら ではなられている。	務の標準化や効率ℓ 推進を検討したとこ 託等を活用して事務 らなる事務の合理化	化は相当に進んでころ、定型的な内部の効率化を図ることが難し		
期待される 改革の効果	ト、ITの活用や事務の職場	務作業の標準化等し 員を中核業務や事	戦員サービスの均質 こよる事務の効率化 業部門等へ配置で 理による事務手続	と、定型的・標準的 きるようになること、「	業務の外部委託に 内部事務処理の電		
取組状況 及び 今後の方針	を調査研究し、今後 総合窓口サービス	後検討すべき課題と	こして集中改革プラ ストの検討等と連携	ンに掲げた。	静岡県等先進事例 囲・内容、課題、		

担当所属	経営企画部中核市	ī推進課(保健所準	備室)	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	77 (92)	
改革事項	保健所の設置等組	目織の見直し				
	中核市移行へのステップとして、平成20年4月に保健所政令市に移行するために必要な組織体制(保健所、食肉衛生検査所など)の整備を行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	中核市移行後の組織について検討	保健所準備室の設置 中核市移行後の組織 検討	保健所政令市移行後 の組織検討 中核市移行準備体制 の検討	保健所政令市におけ る新組織体制の確立 中核市移行後の組織 検討		
業務棚卸表	上位又は	任務目的	地方分権時代に対	応した自立・自活で	きる都市づくりを行う	
2K 3/3 Hais=1- DX	業務2桁又	業務2桁又は4桁手段				
問題点の整理 改革事項選択 の理由 改革内容の説 明等	重県から権限移譲 応が可能な組織機 応を今しばらく見て がつかないため、	される事務を適切り 構について検討を Fる必要があるととも 当面の間中核市移	こ執行でき、かつ医 行う。(産業廃棄物 に、県の財政負担:	核市移行へのステッ	課題にも適格な対 対する県の地元対 の協議成立の目途	
期待される 改革の効果	市民サービスの維	持・向上が図られる	'o			
取組状況 及び 今後の方針	素案を取りまとめた 保健所政令市移行 についてその内容 の対応についても	:。 fに伴う移譲事務及 を整理するとともに 検討した上で必要と	び保健所政令市移 、医療制度改革なる となる組織及び職員	必要となる組織及び 6行と同時に法定外 ど保健行政に影響の 数について検討す について再検討す	D大きい諸課題へ る。また、中核市	

担当所属	総務部IT推進課· 課·保健福祉部保	税務理財部管財課 健福祉課	·市民文化部市民	改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	78 (91)		
改革事項	総合窓口サービス	の推進					
	市民課および地区	市民センターにお	率化を図るため、窓 ける窓口業務の標準 を評価することによ	隼化、FAQ等の窓	口支援データベー		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	関連各課による合意 形成	窓口支援データベースの構築・情報の収集・分析と仕様の検討・パッケージ、機器の選定と導入・パッケージの適用・システム保守・管理	窓口支援データベースの 内容整備 ホームベージによる窓口 案内の開始	窓口支援データベースの 運用	窓口支援データベース の運用と事業評価		
業務棚卸表	上位又は	任務目的	公正で効率的な行	政運営を行う			
来9万间间	業務2桁又	は4桁手段					
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	〈現況〉 窓口事務における問題点として、縦割り事務による弊害(たらい回し等)、事務の属人化(人事ローテーションの硬直化)、業務の外部委託推進に伴う業務/ウハウの維持困難、市のサービス(イメージ)に統一性(カラー)がない、などが挙げられる。 〈必要性〉 現況の問題点を解消するためには、行政全体の事務7ロー(組織含む)の見直し及び事務の標準化が必要である。そのためには、行政の組織・機構から見直しを図り、従来の事業に基づく組織割りではなく、事務に基づく横断的な組織編成が必要である。窓口事務の見直しは、これを実現するための手法を検証するために行う。 〈内容〉 当初の計画である「総合窓口を本庁に設置し、窓口の一元化によるワンストップサービス						
期待される 改革の効果	が推進できる。また記具体的には、 市民向けにFAC能になる。(サービス向窓口事務のノウルかつ外部委託を推進対市民との窓田基礎資料として活用	B速で効率的な窓口: (をデータペース化し、イ゚) (上) (し、標準化することにりをデータペース化し、。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	570-を作成、標準化サービスの提供を可能は サービスの提供を可能は ンターネット上に公開する こより、窓口事務にかか 事務の標準化を推進す 効率化) 、市民の要求、意見な	こし、市民の利便性だることで、24時間・365 かる作業工数が削減 することにより、事務の	が向上する。 日の情報提供が可 できる。(効率化) D属人化を解消し、		
取組状況 及び 今後の方針	行運用を実施し、その 案を作成する。	の構築方法や運用方	ニースシステムの実現し 法について検討する て、新システムを構築	とともに来年度以降の			

担当所属	総務部防災対策誌	₹		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	79 (90)		
改革事項	危機管理体制の整	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
	風水害、地震などの自然災害対策、列車事故等の人的災害対策業務に加え、今後策定を行 国民保護計画に基づ〈ミサイル攻撃、テロ攻撃の有事に対応できる危機管理体制の整備を図 る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画 国民保護協議会条例 の制定 国民保護対策本部乃 国民保護計画の	国民保護計画の策定 先進都市の視察	防災危機管理室の設 計	防災危機管理室の整 備	新体制による防災危機管理業務の開始			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民を災害から守	る安全で安心して暮	暮らせる環境づくり		
来仍加加中代	業務2桁又	は4桁手段	災害に対する計画	をつくる			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	に取り組む。これま	での体制では十分	ではないため、ミサ	民保護計画を策定し イル攻撃等の武力 を整備し、市民生活	攻撃事態、テロ等		
期待される 改革の効果				まか、ミサイル攻撃等 でき、より市民生活			
取組状況 及び 今後の方針	四日市市国民係 四日市市災害党	対策派遣手当等の3 R護協議会の開催及 は制の検討	□日市市緊急対処		制定		

担当所属	都市整備部営繕工	務課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	80 (93)	
改革事項	営繕部門の管理部門への統合再編					
	工事の受託課という受動的・下請的に業務を行う部門から、ストックマネジメントの推進など主がいに、また政策的に業務を執行していくことができる組織への転換を目指す。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画 どの部門と統合するのか、係の編成はどうあるべきかなどの検討 上位又は任務目的	統合する部署と協議	統合する部署と協議	統合再編			
NK 75 100 50	上位又は	任務目的	公正で効率的な行 市民に安全で使い		提供する。	
業務棚卸表 	上 業務2桁又	市民に安全で使いよい公共建築等を提供する。 利用者の視点に立った設計・工事の監督 コスト管理に基づく設計・工事の監督				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	中、設計積算業務 マネジメントの導入 とから、建築営繕音	や工事監理業務に 、やその他の課題に	:ついては、外部委員 :迅速に対応できる	から維持・修繕に重託を拡大し、課題と 組織体制とする必要 題に即応した組織体	なっているストック 長がある。こうしたこ	
期待される 改革の効果	課題となっているス きる。	果題となっているストックマネジメントの導入やその他の課題に対して円滑に対応することがで きる。				
取組状況 及び 今後の方針		もあるため、実施の	詩期の見直しも行っ		i建築物の保全計	

担当所属	上下水道局·環境部	·商工農水部		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	81 (94)	
改革事項	生活排水対策部門の統合					
	生活排水対策事業を総合的、効率的に推進するため、公共下水道、コミニティプラント、農 集落排水事業等の建設・維持管理、整備事業について、一元化を含めた組織の見直しを る。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画 生活排水処理アクショ ンプログラムの策定 関係部局事務事業一 元化の調整 条例等の整備	組織再編					
業務棚卸表	上位又は任	務目的	汚水排水による環	境への負荷を減らす		
	業務2桁又は 	(4桁手段 				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	市民サービス及び行 がある。	政効率の向上を	図るものであるが、 [・]	一元化の形態につ	いて整理する必要	
	いくつかの所管にまた が図られるとともに、。				掛持管理の整合性	
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度においての効率的・経済的な会 織の見直しの方向性 平成18年度には、公 整備事業について平 の整備及び職員配置	生活排水対策事 を示した。 共下水道、コミニ 成19年4月から_	業のあり方が定まり、 ティ・プラント、農業	、これを効率的に推 集落排水事業等の	進するための組)建設・維持管理、	

担当所属	経営企画部政策説	R.		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	82 (95)		
改革事項	土地開発公社の傾	全化の推進					
	平成13年度から平成17年度まで、総務省による土地開発公社経営健全化計画に基づき土開発公社の健全化を進めてきたところであり、平成18年度以降、市独自に引き続き土地開発社の健全化を進めていく。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	土地開発公社健全化 計画終了	土地開発公社用地の 売却を内容とした市独 自の新しい公社健全 化計画のスタート 公社経営改善検討委 員会による検討 土地開発公社用地 (下落率50%未満の 所有地)売却	(下落率50%未満の 所有地)売却 土地開発公社経営健 全化基金の積み立て 新保々工業用地処理 計画の策定		土地開発公社用地 (下落率50%未満の 所有地)売却 土地開発公社経営健 全化基金の積み立て 新保々工業用地処理 計画の実施(予定)		
業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民ニーズや社会 の組み立てを行う	:経済状況に対応し	た市全体の施策		
来初加加中代	業務2桁又	は4桁手段	土地開発公社の経	経営の健全化を図る			
の理由 ·	本市は、総務省かでの5箇年に亘って指数が0.63から0.3 き下げる」ことは一次総務省は、平成16健全化計画に基づなる物件がなく、当	ら土地開発公社健 て健全化を進めてき 3に減少し、健全化 定の達成をみたとこ 年12月に新たに土 うき健全化を進めて 計画に沿った平成	ろである。 地開発公社経営健	受け、平成13年度が公社の簿価を標準のとして定められた。全化対策を発表しまる新たな健全化にの推進は困難と	から平成17年度ま 財政規模で除した 指数を0.25以上引 たが、市は当初の 計画の起債対象と なっている。		
期待される 改革の効果	土地開発公社の紹 がる。						
取組状況 及び 今後の方針	を行った土地の買 億円から197億円 下落率が50%未満 補填しながら早期 却も困難と推測され また、学識経験者、	戻しや公社保有地に減少した。 に減少した。 の用地は、比較的 こ処理(売却)し、下 で、相当な資金を要 各分野の専門家で	化計画に基づき、での売却を進めてきたの売却を進めてきた引きるのの場である。 引合いも多く売却もで落率が50%以上のですることから、あるれて構成する「土地開策について関係部局	:結果、土地開発公 容易と推測される)強制評価減の対象 呈度中長期的に対加 発公社経営改善検	社の簿価は373 ことから、含み損を まとなる用地は、売 むしていく。 討委員会」の答申		

担当所属	経営企画部行政総	Z営課·関係部課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	83 (96)		
改革事項	外郭団体の統廃合	含及び業務の整理合	合理化等の検討				
	を見直し、統廃合別 市の100%出資す ・財団法人四日・ ・財団法人霞ケジ ・財団法人四日・	外郭団体の経営の安定化と業務運営の効率化等を図るため、外郭団体の組織、業務のあり方を見直し、統廃合及び業務の整理合理化等を検討する。 市の100%出資する4法人の統廃合 ・財団法人四日市市都市整備公社 ・財団法人霞ケ浦振興公社 ・財団法人四日市市文化振興財団 ・財団法人四日市国際交流協会					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	外郭団体の見直しに 関する基本的考え方 (試案)のまとめ 集中改革プランの改 革事項に100%出資4 法人の統廃合を位置 づけ	100%出資4法人の統 廃合方針検討・決定	700%出資4法人の統廃合準備 新法人の設立 運営関係				
業務棚卸表	上位又は	任務目的	目的志向·成果重	視による行政経営ミ	ノステムを構築する		
7K 37 1111 2F 1C	業務2桁又	は4桁手段	外郭団体の経営点	i検·改善の支援			
•	に伴う補助金・受記化・業務の合理化 援の明確化、民間境の急激な変化や の1つとして果たしような状況を踏まえ して適切な対処を 抜本的な見直しを	による団体経営の自企業活動の多様化 企業活動の多様化 であいい関与のあ てきた役割についる	定管理者制度の導 目立化の要請、公益 と公共サービス分野 り方の見直し等ので て、大きな転換を迫 関する指針(平成15 地方行革指針(平成	入や外部委託等の 法人等職員派遣法 予へのビジネス機会 中で、これまで公共 られている。また、 (5年12月)を示し、各 (17年3月)において 外郭団体の経営改	推進、事業の効率 たに基づく人的支 の拡大等外部環 サービス提供主体 国においては、この 地方公共団体に対 も外郭団体等の 革の推進、将来を		
期待される 改革の効果	外郭団体の使命	・ 外郭団体の経営の健全化と効率化。 外郭団体の使命・役割の見直しによる地域への安定的かつ継続的な公共的サービスの提 共や地域振興等への貢献。					
取組状況 及び 今後の方針	点に立っているとい ととし、集中改革ブ 外郭団体の経営の 等、将来的な方針		%出資4法人の統原 位置づけた。 地域への安定的か や外部団体へのとこ	発合について優先的 つ継続的な公共的 アリング及び検討を			

担当所属	経営企画部財政経	経営課·関係部課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	84 (98)		
改革事項	広告収入等新規則	才源の開拓					
	広報印刷物、ホームページ、公共施設等市の様々な資産を可能な限り活用し、広告収入等の 新規財源を開拓する。						
山 茅山突	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	広告収入先進地調 査、実施運用方法・基 準等の検討	広告収入一部試行	広告収入実施	新たな財源	開拓の検討		
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	中長期的視野に基	ばづく、持続可能な見	财政運営		
איין שנונון נגניאני	業務2桁又	は4桁手段	健全財政を目指し	た予算調整			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	ことで新たな財源のる。広告の掲載に、 誤解を招かないよう 載は、社会的に信。 ないなど、実施にあ	D確保が必要となっ Dいては、市の媒体 うにすることなどの問 用度が高く、公序ほ らいて広告掲載の過	対財産、普通財産、 ており、広告収入等 上に掲載することが 引題を整理し、市民 は俗や市民福祉の理 である基準 であるの意見やアイデ	等の新規財源の開持から、行政の中立性の理解を得る必要が の理解を得る必要が 理念に沿うもの、市長 ■を定める必要があ	石を図るものであ の確保や市民が がある。(広告の掲 民に不利益を与え る。)		
期待される 改革の効果	職員のコストに対す 市民の財産を有効 地元企業へのPR	新たな歳入を確保する。 職員のコストに対する意識を改革する。 市民の財産を有効活用できる。 地元企業へのPR手段が提供できる。 企業等とのパートナーシップの充実が図られる。					
取組状況 及び 今後の方針	員会を設置し、広告 平成18年度に広告	告掲載要綱(案) · 基 ・掲載要綱 · 基準を	也を調査し、実施に 基準(案)を策定した 策定し、「ごみ分別; 一広告で本格実施	。 ガイドブック」 でモデ			

担当所属	経営企画部財政経	·営課·関係部課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	85 (99)		
改革事項	受益者負担のありた	庁の検討					
	各事業のコストに相応しい適正な受益者負担(使用料・手数料)のあり方について、コスト分析 と負担の状況を公表し、市民への受益者負担の理解を図るとともに、公的関与の必要性等を 研究し、負担基準策定に向けて検討を行う。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
年次計画 年次計画	及び			予算説明会で補助金・負担金の適正化の徹底 全補助事業の実態調査 平成11年度策定の「補助金見直し基準」の精査 新たな基準の策定検討			
業務棚卸表	上位又は	任務目的 ————————	中長期的視野に基	もづく、持続可能な原 	財政運営		
	業務2桁又	は4桁手段	健全財政を目指し	た予算調整			
改革事項選択 の理由 改革内容の説	補助事業の効果測	を業務棚卸表を用し されている状況であ 定を行うなど、全市 いては、特定の事業 であるため、全てので がある。 の担い手となってい	ハた財源配分方式。 50。従って各部局の 5統一的な適正化を や活動を支援する 補助金について絶 くという仕組みを進	としたことから、補助の自主的な判断に。 図る仕組みを構築 ために、公益上必 えず効果測定を行い がなるためのバックア	事業の見直しが よるところが大きく、 する必要がある。 要があると認める場 い、定期的な見直 ゚゚ップ、動機付けと		
期待される 改革の効果	も必要である。		JAN TAX CODV. MILI	M. BEILIAN 9 CA	(主体的优先目)		
THAT HAVE	税負担の公平化が 団体の自立支援に 経費の削減が図ら	つながること。					
取組状況 及び 今後の方針	各部局に対して、4 正化を徹底した。ま た。 補助金見直し基準	た予算執行にあた	っては財政経営課	においても、適正執			

担当所属	経営企画部財政経	·営課·関係部課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	86 (101)		
改革事項	補助金·負担金のi	適正化					
	公益上の必要性や正当性に基づく全市統一的な補助事業の執行を図るために、平成11年度に策定した交付基準の見直しを行い、それに合わせた補助事業の適正化を図る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	御 全補助事業 平成11年度策定の「衤 精	予算説明会で補助金・負担金の適正化の 徹底 全補助事業の実態調査 平成11年度策定の「補助金見直し基準」の 精査 新たな基準の策定検討					
▮ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	中長期的視野に基	とづく、持続可能な!	财政運営 		
	業務2桁又	は4桁手段 	健全財政を目指し	た予算調整			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	が、予算編成方式 各部局においてな 補助事業の効果測 また、補助金につい 合に支出するもの しを図っていく必要 なお、市民が公共の	業務2桁又は4桁手段 健全財政を目指した予算調整 平成11年度に「補助金の見直し基準」を策定し、補助金等の適正化を図っているところであるが、予算編成方式を業務棚卸表を用いた財源配分方式としたことから、補助事業の見直しが各部局においてなされている状況である。従って各部局の自主的な判断によるところが大きく、補助事業の効果測定を行うなど、全市統一的な適正化を図る仕組みを構築する必要がある。また、補助金については、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認める場合に支出するものであるため、全ての補助金について絶えず効果測定を行い、定期的な見直しを図っていく必要がある。なお、市民が公共の担い手となっていくという仕組みを進めるためのバックアップ、動機付けという意味で、政策目的達成のための有効手段であり、縮減、廃止ばかりでなく全体的な見直しも必要である。					
期待される 改革の効果	税負担の公平化が図られること。 団体の自立支援につながること。 経費の削減が図られること。						
取組状況 及び 今後の方針	各部局に対して、4 正化を徹底した。ま た。 補助金見直し基準	た予算執行にあた	っては財政経営課	においても、適正執			

担当所属	経営企画部財政経	営課·関係部課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	87 (102)		
改革事項	施設等維持管理経	費の見直し					
	施設等の維持管理にあたっては、更新時の財政負担を念頭に計画的な点検・修繕を図るとは もに、施設の開館時間や配置人員等運営手法の見直しや指定管理者制度の導入等による サービス向上や効率化を図る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
年次計画	及び 欠計画 施設の管理運営コストを分析 施設の管理運営コストを分析 施設別行政コスト計算書の作成 施設別行済施設の計画的な修繕計画を策定 施設の計画 指定管理者制度の導入 指定管	設別行政コスト計算書の の計画的な修繕計画を 指定管理者制度の導 <i>入</i>	最の管理運営コストを分析 別行政コスト計算書の作成 D計画的な修繕計画を策定 員定管理者制度の導入				
業務棚卸表				もづく、持続可能な原 	财政運営 ————————————————————————————————————		
	業務2桁又	は4桁手段 	健全財政を目指し	た予算調整 			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	施設の維持管理経 見直しは欠かせない 点から管理手法のな また、施設機能を維 う必要がある。 さらに、それぞれの からの見直しも必要	いものである。施設 検討を行う必要がは 持する面で、長期 施設の特性も考慮	目的の実現、サー ある。 的視点からも施設の	ビス水準の確保、運の維持経費の投入	営の効率化の視について検討を行		
期待される 改革の効果	施設維持管理の効率化が図られる。 経費の削減が図られる。 職員のコストに対する意識改革が図られる。						
取組状況 及び 今後の方針	平成18年度から27 平成19年度から6が 各部局に対して、行 的な維持修繕費の	を設に指定管理者に 対政運営説明会、	制度を導入する。 当初予算説明会で	で委託仕様の点検・	見直し、年次計画		

担当所属	税務理財部管財課·関係	系部課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	88 (100)		
改革事項	市有財産の活用と売払の)推進					
	具体的な利用計画のない遊休土地や不要な市有財産については、民間等への売却を行うとと もに、当面活用の見込みのない土地や建物についても貸付等の有効活用を図る。						
改革内容 及び	平成17年度 平	成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
年次計画	普通財産の適正管理を行う中の活用方策を検討するとともにのない遊休地については処分	、活用見込み	普通財産の適正管理を行う中で、遊休土地の活用方策を検討すると ともに、活用見込みのない遊休地については処分の実施				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は任務目	目的	公正で効率的な財 市有財産の有効活				
	業務2桁又は4桁	手段	市有財産の利活用				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	用途廃止後の財産を有効 報を的確に庁内に提供し るべく積極的な資産の有	、適切な利差	舌用を推進してきて				
期待される 改革の効果		遊休土地の貸付や処分を推進し、市有財産の有効活用を図ることにより、貸付料や売却益が 見込まれるうえ、維持管理経費の削減につながる。					
取組状況 及び 今後の方針	「四日市市公有財産の用 末に用途廃止予定の物化 休地の発生の抑制を図り 公有財産台帳の充実、素 の適正化を図る。	牛について、)、適切な財産	行政財産として有效 全管理の推進に努め	かな活用や売却等を かる。	検討するなど、遊		

担当所属	税務理財部納税誢	Į.		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	89 - 税 (97 - 税)		
改革事項	市税、国民健康保	市税、国民健康保険料、市営住宅使用料等自主納付及び滞納整理の推進(市税)					
	市税については、口座振替加入率の向上、税情報の積極的な発信等により自主納税を推進するとともに、自動電話催告システムによる初期滞納対策、時差勤務体制による不在者対策、差押処分強化による滞納者対策などに取り組む。また、解決困難な事案は、三重地方税管理回収機構に移管し、累積滞納の整理回収を進める。さらに、外国籍の納税者に対しては課税又は納税文書への外国語併記などによる納税啓発及び集中滞納整理を行い、滞納の削減を図るほか、保険年金課と連携を強化するため専門班を設置して、双方の滞納整理の一層の推進を図る。						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	外国籍の納税者に対 して文書催告等に外	金融機関報奨金制度 の継続実施 口座振替加入勧奨の ダイレクトメール送付 コンビニ納税等の調 査研究 外国籍の滞納者に対	度 の 各年度滞納整理方針の決定、滞納整理の推進 金融機関報奨金制度の継続実施 国座振替加入勧奨のダイレクトメール送付 コンビニ納税等の調査研究 (実施の方針が決定した場合、 平成21年度コンビニ納税等一部導入)				
業務棚卸表		任務目的	行政活動の財政基		対等の強化・思籍		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 改革内容の説	滞納額削減のためて、逐年滞納整理 ている。滞納繰越る 納率は低下の傾向 等の強化を図った。 また、金融機関報	業務2桁又は4桁手段 自主納税の一層の推進・初期滞納者対策の強化・累積 滞納者対策の強化 滞納額削減のために、さわやかテレフォン、時差勤務など各種の取り組みを実施することによって、逐年滞納整理の強化を図ってきており、収納率は平成11年度の93.5%を底に年々向上している。滞納繰越分については相対的に滞納繰越の困難事例が増加していることもあって収納率は低下の傾向にあったが、三重地方税管理回収機構へ困難事案の移管や預金の差押等の強化を図った結果、平成17年度は26.49%と16年度に比べ4.66%の大幅な上昇となった。また、金融機関報奨金制度の導入や口座振替加入勧奨のダイレクトメールなど口座振替の促					
明等 期待される 改革の効果	る。 収納率の向上及び	生を図るべく努力しているが、さらに口座振替加入率の向上をめざして工夫していく必要がある。 以納率の向上及び滞納累積額の減少に伴う市税収入の増加。					
取組状況 及び 今後の方針	金の差押の強化等振替の加入促進を図る。また、口座振に、コンビニ納税を成19年度から三位るが、今後、相対的	夜間・休日窓口の展開・休日窓口の展開・株日窓口の推進及の推進及をできる。 各年度にはいる をおいる をおいる から かい	び口座振替加入 おいて滞納整理方式 向上をめざして、手 内税手段について記 各的な税源移譲に ほに高まることが懸念	が奨のダイレクトメー 計を決定し滞納対策 段・手法の検討を 調査研究を行い方針 より、地方の自主財 なされ、財源確保に	ル送付など口座 気の一層の推進を 引き続き行うととも 計を決定する。平 源比率は一層高ま		

担当所属	税務理財部保険年	金課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	89 - 国保 (97 - 国保)		
改革事項	市税、国民健康保料)	険料、市営住宅使	用料等自主納付及	び滞納整理の推進	(国民健康保険		
	国民健康保険については、電話催告、休日訪宅、日曜窓口の開設などによる納付勧奨をはしめ、市税との連携による滞納整理、被保険者の実態把握、実態調査の推進等により収入の確保に努める。						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	市税との合同滞納整 理班を設置し差押を 執行する。 保険料納付指導員の 就業に関する要綱の 見直し	滞納整理方針の策定 市税との合同滞納整 理の活動継続 新たな滞納整理手法 の検討	市税との合同滞納整 理の活動継続 制度改正に伴う徴収 体制の整備検討	市税との合同滞納整 理の活動継続 制度改正に伴う徴収 体制の整備 滞納整理手法の見直 し	市税との合同滞納整 理の活動継続 制度改正に伴う徴収 体制の継続		
業務棚卸表	上位又は	任務目的	健全な国民健康保	R険事業の運営を図]ð		
	業務2桁又	は4桁手段	保険料収納率の向	引上			
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	業務2桁又は4桁手段 保険料収納率の向上 国保の被保険者は、高齢者の割合が年々高くなっているため医療費が高くなる一方、年金生活者やフリーターなど所得の低い人が多く医療費を賄う保険料を確保するのは困難となるなどの構造的問題を抱えている。保険として必要な医療費を賄うための保険料は他保険と比べて相当高く、滞納者は増加傾向となっている。 夜間電話、職員の休日訪宅、日曜窓口の開設、従来の徴収員制度を全面的に改め、納付指導員制度として再構築を図るとともに、市税との連携により滞納整理に取り組む。 今後、滞納者のいっそうの実態把握に努めて、支払能力のある滞納者に対しては積極的に滞納整理を実施する。						
期待される 改革の効果	市の債権として一体化を図り、滞納世帯との交渉窓口を集約することにより収納率の向上が期 待される。						
取組状況 及び 今後の方針	上げた。 平成18年度につい 今後も、国民健康を	Nても、市税との合同	同滞納整理班の設 別な問題はあるもの	き押執行 37件 8,7 置、差押の執行を総 0の、負担の公平性 ⁻る。	继続中 。		

担当所属	都市整備部市営住	宅課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	89 - 住宅 (97 - 住宅)			
改革事項	市税、国民健康保料)	市税、国民健康保険料、市営住宅使用料等自主納付及び滞納整理の推進(市営住宅使用 料)						
	市営住宅家賃(使用料)については、滞納者ケースに応じた滞納整理、支払督促・明渡請求による法的措置、口座振替の普及及び再振替システムの検討、滞納整理の専任体制整備を進める。また、住宅新築資金等貸付償還金について、滞納者への更なる個別指導の強化、滞納整理を進める上での判断基準の確立及び基準に則した対応を進める。							
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
及び 年次計画	法的措置等の判断基 準作成調査	法的措置等の判断基 準の作成、滞納整理 の実施、滞納整理シ ステムの導入	滞納整理の専任体制 の見直し	専任体制に	よる取組継続			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	社会ニーズに対応	した市営住宅を整	備する			
)K 9/3 Hill 21- CC	業務2桁又	は4桁手段	市営住宅の適正な	入居管理				
の理由・	市営住宅使用料に 専任体制で取り組 率の向上を目指す 措置を実施してい の更なる個別指導	んでおり、現年度り には、体制の見直 く。住宅新築資金に	し強化をする必要か こついては、滞納額	責を上回る見込みで がある。悪質滞納者 が増加の傾向にあ	ある。更なる収納 に対しては、法的 るため、滞納者へ			
期待される 改革の効果	収納率を向上させ	収納率を向上させることにより、財源を確保する。						
取組状況 及び 今後の方針	住宅使用料につい ことができた。 悪質滞納者に対し	1ては、3名の専任の では、判断基準に	、他都市の状況を記 本制で滞納整理に関 基づいて法的措置で、 、滞納整理を更にご	図り組んだ結果、収 を実施していく。	納率を向上させる			

担当所属	市立四日市病院			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	90 (103)		
改革事項	病院給食業務の外	·部委託、検査部門	等の見直し				
	現在一部委託している病院給食については、全面外部委託する。また、検査、薬局、放射線、 看護部門等については、外部委託化や退職者不補充等により職員体制を見直す。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	事務局正職員1人削減	給食業務一部外部委 託拡充 退職者不補充(再任 用·臨時職員採用)	給食業務全面委託 (10月から) 退職者不補充(再任 用採用)	退職者不補充(臨時 職員採用など)	退職者不補充(再任 用採用など) 情報処理業務の委託 拡大		
】 業務棚卸表	上位又は	任務目的	健全経営に基づく	安心かつ高度な医	療の提供		
* ON THIS PARK	業務2桁又	は4桁手段					
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	から3年連続して単しかしながら、新病え、国民医療費抑病院としての責務を	単年度純利益を計し 棟増築や電子カル 制という国の方針の	-することができた。 ・テシステムの導入な)中で、医療サービ. こは、民間委託の挑	など大型投資を予定 スの水準を維持して	つつ、地域の中核		
期待される 改革の効果	外部委託による経 へのより迅速な対応 検査部門等の見 外部委託の導入: した従来検査項目	病院給食業務の外部委託について 外部委託による経費節減効果のほか、民間業者のノウハウを活用することにより、患者 ニーズへのより迅速な対応と患者サービスの一層の向上を期待できる。 検査部門等の見直しについて 外部委託の導入・拡大による経費節減効果のほか、検査部門では委託外の人体を直接対象とした従来検査項目への迅速な対応及び高度な新規検査項目の採用並びに医療需要への柔 軟かつ機動的な対応が期待できる。					
取組状況 及び 今後の方針	の全面外部委託化 定で調整を進めて (今後の方針) 地域の中核病院と	ついては、全体とし については、当初 いる。 しての責務をはたし 推進を中心にさらに	計画よりも半年前侄 っていくため、医療も	して、平成19年10, ナービスや病院機能	月から実施する予 の維持·向上を前		

担当所属	上下水道局経営企	≧画課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	91 (108)			
改革事項	下水道使用料の見	見直し						
	下水道事業の健全	下水道事業の健全経営のため、下水道使用料の改定を行う。						
┃ 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
及び 年次計画	改定方針の検討	適正料金の検討 経営計画の見直し	料金改定条例化	改定の実施				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	汚水排水による環	境への負荷を減らる	j			
	業務2桁又	は4桁手段	下水道事業の執行	丁管理				
の理由 ·	字状況であることだら、赤字経営を続けらに充実させるため	業務2桁又は4桁手段 下水道事業の執行管理 「おが、実質的な赤いが、大力をがない。」では、使用料収入に不足分を税金により補填もされているが、実質的な赤いがであることから、このような経営状態が続けば、下水道事業は税金の投入を受けなが、大力を持ていくことになる。経営の効率化を高め、下水道使用者へのサービスをさいに充実させるためには、使用者の負担を段階的に見直していくことが必要となる。 「成17年度には下水道事業運営委員会から改定方針について答申を受けた。						
期待される 改革の効果	下水道事業の健全	下水道事業の健全経営が図られる。						
取組状況 及び 今後の方針				・について、答申を5 繰り上げ、平成20年				

担当所属	上下水道局水道施	5設課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	92 (104)			
改革事項	水源管理センター	の一部外部委託						
	水源管理センター	水源管理センターの巡視業務及び夜間の運転監視業務について、一部外部委託する。						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
改革内容								
及び 年次計画	先進地の状況を調査	委託できる業務内容 を定め、業務マニュア ルを作成 委託業務仕様書の作 成 委託業者の選定	一部委託(巡視業務 の一部(平日の日勤 業務))	一部委託の拡充(巡 視業務の一部(土・ 日・休日の日勤業 務))	一部外部委託の拡充 (夜間監視業務の一 部)			
₩₩₩₩	上位又は	任務目的	市民に安全・安価 る	でおいしい水道水を	を安定して供給す			
業務棚卸表	業務2桁又	は4桁手段	水源の適正な運転	管理を行う				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	び水需要に対する 務として、 1.水源施設の巡視 2.水源施設の運輸 3.水源施設の運輸 4.水源施設の運輸 のうち、巡視業定の 委託業者のかを検討	業務2桁又は4桁手段 水源の適正な運転管理を行う 水源管理センターは、水道事業の地下水の取水井から配水池までの水源施設の維持・管理及び水需要に対する県水・自己水の取水に伴う井戸管理を24時間体制で行っている。具体的業務として、1.水源施設の巡視業務(管路を含む)2.水源施設設備の整備業務3.水源施設の運転監視業務4.水源施設の運転監視業務4.水源施設の運転・維持管理業務(水運用・井戸管理・残塩管理・設備管理等)のうち、巡視業務の一部、夜間の運転監視業務の一部の外部委託を行う。委託業者の選定方法、契約方法、及び契約期間(単年度契約か長期契約か)の設定をどのように行うのかを検討する。また、技術の継承をしつつ、業務の効率化を図る。						
期待される 改革の効果	人件費の削減及び人事管理が軽減される。							
取組状況 及び 今後の方針		19年度当初からの 二委託業者を公募型		業務仕様書、委託	業者の選定方法を			

担当所属	上下水道局水道建	監設課・営業課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	93 (106)	
改革事項	水道メータ取替、窓	窓口受付、メータ指領	針確認、口座振替、	収納業務の外部委	話	
	8年後ごとの検定満期に伴う小型水道メータ(13~25 [®] 」)の取替業務は、平成15年度から順次委託化を拡大してきたが、平成18年度で全戸数が外部委託になる。平成19年度からは、大型水道メータ(40 [®] 」以上)も委託することにより検定満期取替業務は全面委託となる。この結果、転出、転居等に際してのメータ指針確認業務を営業課業務に統合する。営業課はすでに収納業務を委託していることもあり、業務の統合メリットを効果的にするため、水道開始、休止届等の窓口受付業務・メータ指針確認業務・口座申込受付業務等を加えて一括委託することにより、効率的な業務推進、サービスの向上を図る。					
改革内容 及び	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	全個数約16,000個の うち9,429個のメータ取 替を外部委託(13~ 25 ^ミ リ)	全個数16,735個の メータ取替を外部委託 (13~25 ^ミ リ)	業務の統合により、自 業課は収納業務に加 えて開始・休止受付や メータ指針確認、口座 申込受付を外部委託			
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民に安全・安価 [*] る	でおいしい水道水を	を安定して供給す	
איין שנונון נגניאנ	業務2桁又	は4桁手段	修繕(量水器)業務外部 業務の効率化を図る(
問題点の整理						
改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	ても早急な場合は	,000件余りのメータ	《一タ取替業務は計 開始、休止に伴うメ 様な業務を行ってい	ータ確認業務が残	る。営業課におい	
期待される 改革の効果	職員の退職者に合わせ、業務を外部委託することで職員の業務量を適正化するとともに、外部委託によって事務効率が図られる。現地メータ指針確認等がこれまでよりも効率的に対処可能となることや、開始、休止届の受付等は定型的な業務であることから委託可能な業務として、職員が今後も担うべく必要業務から仕分けし、業務委託することにより経費の削減ができる。					
取組状況 及び 今後の方針	平成18年度は、小また、平成19年度	5 ^ミ 』以下)は計画どる型メータの全個数を 型メータの全個数を からの全面委託によ と合わせて包括的I	を外部委託した。 にり、メータ指針確認	!業務を営業課に移	8し、営業課の窓口	

担当所属	上下水道局下水旅	近設課		改革番号 (集中改革プラン改革番号)	94 (107)	
改革事項	浄化センターの包	括的外部委託に向	けた段階的委託			
	四日市市における下水道施設のうち、雨水ポンプ場については従来から生活環境公社など民間への業務委託により運転管理を行っている。 浄化センター・中継ポンプ場については直営職員にて管理をしているところであるが、日永浄 化センターを中心とした集中管理体制の確立を図り、業務の見直し、退職者不補充による運転 管理職員の削減を引き続き行い、維持管理の合理化を図る。 また、日永浄化センター第4系統が稼動する予定である平成23年度以降には包括的外部委託 の導入を視野に入れ、これら段階的な減員に応じて外部委託を推進する。					
改革内容 及び 年次計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
华 从 们 凹	外部委託に向けた人 員体制の調整	一部外部委託(小規 模中継ポンプ場等7 箇所の保守点検及び 浄化センター場内間 での汚泥運搬作業)	一部外部委託(浄化 センター運転業務の 一部(脱水機の運転 業務))	一部外部委託(日永 浄化センター第3系統 の運転業務)	一部外部委託(日永 浄化センタ-第3系統に 関連する小規模中継 ポンプ場の保守点検) 平成23年度以降の全 面包括外部委託に向 けた準備	
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	公共下水道の効率的な雨水を効率的に排出す	は施設整備及び維持管 する	理	
>K 377 Hill 21-12	業務2桁又	は4桁手段	施設の適正な管理			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	下水道施設の規模拡大と退職者不補充の方針の基で、施設の運転管理の合理化を図るため外部委託を行おうとするものであるが、日永浄化センターの管理体制を万全に行うためには、最小限27名の人員が必要である。このことから、平成17年度当初には退職による不足分3名を下水道サービスセンター(5名)を廃止したことによる余剰人員の一部を、浄化センターの運転管理体制に組み入れることにより管理体制の充実を図ってきた。また、当浄化センターを親局とした集中管理体制は、関連する周辺の中継ポンプ場と密接につながっていることから、これらのポンプ場を切り離して維持管理することは非常に合理性を欠くことになる。そのため平成18年度以降については、退職者の減員分を部分的に外部委託で補い、第4系統が稼動開始する予定である平成23年度以降には包括的民間委託導入を伴う全面外部委託を行う。					
期待される 改革の効果	運転管理職員の洞	重転管理職員の減員及び管理体制の合理化。				
取組状況 及び 今後の方針	搬業務を外部委託	することにより、平月	成17年度末退職者	と日永浄化センター を補充することなく覧 E導入に向けた部分	管理体制の合理化	

担当所属	総務部総務課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (6)	
改革事項	印刷・集配業務の	印刷·集配業務の見直∪				
	本庁地下の印刷室	愛を各課のセルフサ	ービスとするなど、[印刷・集配業務の見	見直しを行う。	
改革内容 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び						
年次計画	セルフサービス利用 方式の検討と試行 印刷集配業務全体の 委託化の検討	セルフサービス利用 方式の実施 印刷集配業務全体の 委託の実施				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	公正で効率的な行	T政運営を行う		
米が加加になる	業務2桁又	は4桁手段	庁内印刷業務の適	 正処理		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等		i止めとなると考えら	続けている。 印刷室 れ、また、 印刷業務			
期待される 改革の効果		こより、印刷業務に により経費削減が図	従事する人員の配置 図られる。	置を要さなくなり、身	『配室業務も含め	
取組状況 及び 今後の方針	式の試行を行った	。 送業務のみの委託	及主任に説明を行い を廃止し、逓送業剤			

担当所属	保健福祉部保健セ	ンター		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (14)	
改革事項	応急診療所の見直	īU				
	小児救急医療の充実を含め、応急診療所の見直しを検討する。 平日夜間診療の廃止 市立四日市病院 E Rよっかいちへの統合 民営化(医師会委託) などの案を中心に見直しを行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	心忌診僚所ののリカーについての検討	市立病院での受入体 制を充実し、応急診療 所の夜間診療を休止				
業務棚卸表	上位又は任務目的		救急医療体制の周]知を図る		
	業務2桁又	は4桁手段 	広報誌等による情報	報発信、P R 		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	全国的な小児科専状況である。また、市民ニーズへの対	救急患者数が僅少		ては十分な診療体制の恒常的な収支超		
期待される 改革の効果	市民ニーズへの適	市民ニーズへの適切な対応と経営面からの収支改善が期待できる。				
取組状況 及び 今後の方針	制の確保が困難で	あった夜間診療を、 って休止した。これ	市立四日市病院の	や的3病院と調整を図 D受け入れ体制を充 1曜、祝日、12月31	医実した上で、平成	

担当所属	 保健福祉部保健セ 	2 ンター		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (15)
改革事項	健康相談業務等の)見直し			
	中央及び西老人福祉センターが実施している健康相談業務について、両施設に指定管理者制度を導入するとともに、ヘルスリーダー制度についても継続的に養成、活用することにより、 事業の改善を図る。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
改革内容 及び 年次計画	【健康教育事業】 ヘルスリーダーを養 成、活用	【健康相談・健康教育事業】 中央及び西老人福祉センターが実施している健康相談事業を指定管理者に移行ヘルスリーダーを養成、活用	E A		
┃ ┃ 業務棚卸表		任務目的	市民の健康づくりを	·	
	業務2桁又	.は4桁手段 	健康づくりの啓発、	教育の推進	
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等			らなど健康づくりを推 を広げる必要がある		的にヘルスリー
期待される 改革の効果		を援者として健康ボミ 件費など経費の削ぎ	ランティアの活動に 咸が期待できる。	より、健康づくり事業	美の充実を図ること
取組状況 及び 今後の方針	した。 地域での介護予防 を行い、現在63名 催するとともに、生	うや生活習慣病予防が登録されている。 活リハビリお達者教	センターが実施する おなど健康づくりを推 健康教育事業にお 室など活動する場 成を行い、活動する	主進するため、ヘル: いては、いきいき教 を広げた。	スリーダーの養成 (室を全地区で開

担当所属	環境部環境保全語	R.		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (18)		
改革事項	大気汚染常時監視	大気汚染常時監視測定局の配置見直し					
	大気汚染常時監視測定局11局のうち、他局との統廃合が可能な一般環境大気測定局3月廃止(廃止局:市役所、窯業センター、富洲原小局)し、自動車排出ガス測定局を設置する						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	国道1号線沿いの北 消防署に自動車排出 ガス測定局を設置。						
業務棚卸表	上位又は任務目的		良好な環境の中で市民が暮らせる				
来初加加中代	業務2桁又	は4桁手段	監視·測定				
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	データの類似性、なは他局で把握でき	市内の大気汚染状況を効率的かつ的確に把握するため、測定局の適正な配置について、 データの類似性、相関性等を考慮のうえ検討したところ、一般環境大気測定局3局分について は他局で把握できること、また、国道1号線沿いで自動車排出ガス測定局が不足するとの結果 を得、この結果をもとに改革を行おうとするものである。					
期待される 改革の効果		道路網などの整備により、自動車からの排出ガスによる影響が考えられることから、市内の基幹 的な道路である国道1号線に大気測定局を設置することにより、より効率的な監視ができる。					
取組状況 及び 今後の方針	一般環境大気測定 で大気汚染状況の		と消防署の自動車 持	非出ガス測定局の記	设置による9局体制		

担当所属	教育委員会教育絲	終務課		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (24)
改革事項	通学区域の弾力的	河運用の拡大			
	平成15年3月の「四日市市小・中学校通学区域制度等検討委員会」の答申内容を踏まえ、 小中学校において通学区域の弾力的運用の拡大の検討と学校選択制の導入を検討してき たが、当面現行の通学区域制度において、児童・生徒・保護者からの見直し要望が強い隣接 校への通学区域の弾力的運用の拡大を図る。				
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
及ず 及び 年次計画	「部活動への配慮」により隣接する中学校に入学できる通学区域の弾力的運用の実施「選択可能地区の設定」を検討・決定保護者への周知	「選択可能地区の設定」による通学区域の弾力的運用を実施「部活動への配慮」と合わせた成果の検証			
業務棚卸表		t任務目的	えられる	D礎となる教育環境	・教育力針か整
	業務2桁又 	(は4桁手段 	事務局内の諸調整	整、学校との連携 	
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	に対する理解など	1ては、現況において において課題が大き 力的運用を拡大し、	ことから、今後こ	れらの課題への対	
期待される 改革の効果		見模等の現状から必 ^らの見直し要望にん			の課題に対する児
取組状況 及び 今後の方針	「選択可能地区の 保護者への周知 平成18年4月から 「部活動への配慮 平成17年度入学員	」により隣接する中学設定」を検討・決定 「選択可能地区の設」と合わせた成果を标覧は・・・「部活動への に続・・・「部活動への	定」による通学区均 食証する。 配慮」:8件	域の弾力的運用を	実施するとともに、

担当所属	経営企画部政策説	1		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	(27)		
改革事項	四日市港管理組合	四日市港管理組合負担金の見直し					
	今後の港湾行政の方向を踏まえ、県市の負担割合、新たな港湾の管理運営組織を検討、施する。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
以単内各 及び 年次計画	県市負担割合の検討 新たな港湾管理運営 組織の検討	負担割合見直∪					
業務棚卸表	上位又は任務目的		産業構造の高度化	どを促進する			
来初加州中代	業務2桁又	は4桁手段	四日市港の振興を図る				
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	を拡大することにて をすすめ、四日市?	スーパー中枢港湾として、今後、国際競争力のある港湾整備を推進するため、三重県の役割 を拡大することについて、「四日市港あり方検討委員会」の議論・答申を踏まえ、県市間で協議 をすすめ、四日市港管理組合負担金の見直しを行った。					
期待される 改革の効果	時代のニーズに応じた港の共同管理を行うための体制の再構築がなされることにより、国際物 流構造の変化、国際的な港湾間競争の激化とわが国港湾の国際競争力の低下、産業再生特 区による臨海部産業の再生・活性化に加え、スーパー中枢港湾の指定など大きく変化している 四日市港を取り巻く情勢に対して、適切な対応が可能となる。						
取組状況 及び 今後の方針	県:市=5.56 港湾管理運営組織	:4.44で平成17年 &については、現状	· 答申を踏まえ、県 度に合意した。 の管理組合方式で 基づき四日市港管	継続することとなっ	た。		

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	(31)		
改革事項	職員福利厚生業務	職員福利厚生業務の外部委託					
	職員福利厚生業務の外部委託を活用することにより、業務の効率化を図る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改事内容 及び 年次計画	情報収集、先行事例 の研究、委託項目の 検討、仕様書の作成	福利厚生業務のうち、 四日市市職員共済会 事業、三共済関係事 業等の事務の委託化					
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	職員の効率的な活	用、市職員の能力	の十分な発揮		
210333 Habi 1 20	業務2桁又	は4桁手段	福利厚生事業の適	証にな実施、福利事	業の実施		
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	り、市として責任を 執行する必要性が 要である。なお、委	職員の福利厚生については、地方公務員法第42条で地方公共団体の実施を義務付けており、市として責任をもって取り組む必要はあるものの、公務員の身分を有する者が直接業務を執行する必要性が薄い業務について、外部委託等の活用により業務の効率化を図ることが必要である。なお、委託化にあたっては、委託期間について4月から全面的に移行することは、事務の集中等問題があるため、初年度の少なくとも数ヵ月程度の引継ぎ期間が必要となる。					
期待される 改革の効果	人事異動等に伴う担当者の交替や事務引継等ロスが軽減できる。 時期的な繁閑について、柔軟な対応が可能となる。						
取組状況 及び 今後の方針	年6月に、福利厚生	主業務のうち四日市	頁目の検討及び仕れ 市職員共済会事業 し、8月から試行を行	É、三共済関係事業	等の事務につき、		

担当所属	総務部人事課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	(32)		
改革事項	職員給与計算業務	職員給与計算業務の一部外部委託					
	職員給与計算システムのリプレイスを契機に、給与制度の運用部分を除き、一部外部委託でる。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
改革内容 及び 年次計画	新人事給与システム の開発	外部委託の実施					
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は	任務目的	職員の効率的な活	用、市職員の能力	の十分な発揮		
	業務2桁又	は4桁手段	効果的な人材活用、給与の正確な支給				
問題点の整理 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	なって、リプレイス(し、今後の給与構) ト両面からシステム に伴い制度改正等 化するほか、給与	現行の人事給与システムは、平成3年度から導入したもので旧式化しており、リース料も割高となって、リプレイスの時期を迎えている。また、長年の制度改正の結果、全体システムは複雑化し、今後の給与構造改革等に伴う大幅な制度改正への対応が困難になっている。ハード、ソフト両面からシステムの更新を行い、業務運営の改善や効率化を図るものである。システム更新に伴い制度改正等に基づくプログラム変更等は、基本的には職員での対応が難しく外部委託化するほか、給与計算オペレーションについては、委託の可能性を検討する。なお、制度運用に係る部分やシステム運用の検証は必ずしも委託に馴染まない。					
期待される 改革の効果	システム関連業務から給与制度の立案・運用改善等中核的な業務に移行することによる職員の有効活用と業務の効率化 給与業務担当者の長期在職の解消 適正かつ円滑な給与運用及び支払事務の実施						
取組状況 及び 今後の方針		ために、目標年度を	導入調整を行い、Ⴏ を繰り上げて、平成1				

担当所属	総務部防災対策認	Ŗ		改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (35)		
改革事項	防災·水防倉庫保 [:]	守点検業務の外部	委託				
	防災備蓄倉庫及び水防倉庫の保守管理について外部委託の導入を図る。						
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
及び 年次計画	防災倉庫と水防倉庫 の保守管理外部委託 についての検討	外部委託化 (防災倉庫47ヵ所、水 防倉庫53ヶ所の計 100ヶ所)					
業務棚卸表	上位又は	任務目的	市民を災害から守	る安全で安心して暮	暮らせる環境づくり		
	業務2桁又	は4桁手段	市民が防災装備を	利用できるようにす	· 3		
問題 ひ ひ み ひ の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	庫47ヶ所、水防倉/備え、いつでも使え しかしながら、防災	平成17年度末時点における、本市が管理する防災備蓄倉庫及び水防倉庫数は、防災備蓄倉庫47ヶ所、水防倉庫53ヶ所の計100ヶ所となっており、いつ発生するかわからない災害発生に備え、いつでも使えるような状態に管理しておかなければならない。しかしながら、防災対策に関する業務の充実強化が求められており、業務量は年々増える一方であり、積極的に委託することにより業務の効率化を図る。					
期待される 改革の効果	防災資機材の適切	防災資機材の適切な維持と経費削減					
取組状況 及び 今後の方針	地区防災組織(連成のところは連合 庫周囲の除草など	合自治会単位)がほ 自治会)に防災倉庫 の環境整備ついて	ほぼ全市で結成され 、水防倉庫の資機 平成18年度から業	だについて検討を行ってきたことから、地に 材の点検整備、燃料 務委託を実現してき はささめ地域への業	区防災組織(未結 科の補給、及び倉 た。		

担当所属	市民文化部市民文化課			改革番号 (集中改革プラン改革番号)	- (39)	
改革事項	美術展の外部委託					
	芸術・文化鑑賞型事業を中心に自主事業として、優れた文化振興事業を展開する財団法人四日市市文化振興財団に文化振興事業の一つとして美術展の委託を実施する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	美術展の外部委託問題点の整理(審査員・運営審議会委員との調整)文化振興財団との引継ぎ・協議	文化振興財団への外 部委託化				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は任務目的		市民活動が楽しく	文化の薫りあふれる	都市になる	
来初加岭代	業務2桁又	は4桁手段	芸術・文化を育てる	る環境を整備する		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	毎年秋に開催する6部門からなる四日市市美術展覧会は、市の直営事業で実施してきたが、 審査員の選定、運営審議会などの事務作業以外にも会場の設営と表彰式の運営等があり、動 員者を含めた職員の人件費等が事業費以外にかなりの金額になっていた。よって文化会館の 指定管理者である(財)四日市市文化振興財団に委託することにより、人件費を削減するととも に、財団職員のより一層のスキルアップを図った。					
期待される 改革の効果	(財)四日市市文化振興財団が、指定管理者制度の中で単に文化会館の管理をするだけでなく、運営の主体となり、今までのノウハウの蓄積を生かして市民文化の向上に資する取り組みをしていくこととなる。そのため、今後、更に文化振興業務のノウハウやスキルのレベルを高める努力をし、市民に評価される財団として市民ニーズに合致したサービスを提供していく。その一環として、今回の委託も行った。また、市職員の人件費も大幅に削減できた。					
取組状況 及び 今後の方針	事務を年度当初に四日市市文化振興加し、また大きなた。	早急に進め、事業 見財団による円滑な ラブルもなく、総じて こができたといえる。 の普及振興を図りす	、市民の制作意欲	■営委員会を開催し 記数も総数531点(を高め市民文化の 付、表彰式運営等 号与することを目的で	た。その後、(財) 昨年度482点)と増 向上に資する市美 にかかる市職員人 とした民間団体へ	

担当所属	保健福祉部介護·高齢福祉課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (49)	
改革事項	寿楽園の民営化					
	入所者の処遇向上を図るため、施設の運営を社会福祉法人に移管する。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	移管先の公募、選定、 事務引継ぎ	移管先による運営開 始				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は任務目的		高齢者が、自立した	た生活を送れるよう	に支援する	
	業務2桁又	は4桁手段	寿楽園民営化			
問題点の整理 改革事項選択 の理由 改革内容の説 明等	寿楽園では入所者の高齢化が進み、身体機能の低下や認知症の増加が見られる。また、施設も老朽化しており、居室が2人部屋でプライバシーが守られないことなど生活上の問題も生じている。 寿楽園創設当時(昭和27年)、老人福祉施設の運営主体は行政が主であったが、現在では大多数が社会福祉法人である。社会福祉法人は、介護福祉士等福祉の専門資格を有する職員を多数擁し、また特別養護老人ホーム等の運営を通じて入所施設運営のノウハウを蓄積している。そこで、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に経営を移管し、虚弱化が進行する入所者への対応を強化すると共に民間の提案を受けて居室の個室化を推進し、処遇及び生活環境の向上を図る。					
期待される 改革の効果	虚弱化が進行する入所者の処遇向上。 施設の個室化整備等による生活環境の改善。					
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度中に移管先を公募提案方式で募集したところ、2法人から応募があり、学識経験者等で組織する選定委員会で社会福祉法人三重福祉会に移管先を決定し、事務引継ぎを行った。平成18年4月から移管先法人による運営を開始した。					

担当所属	都市整備部管理課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (69)	
改革事項	屋外広告物等業務のボランティア活用及び外部委託					
	市民自らが違反広告物を除却できる制度(ボランティア)をつくり、住民ボランティアによる違反 広告物の除却活動を推進するとともに、現在行っている違反広告物の除却業務について、外 部委託を行う。					
】 改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
年次計画	四日市市路上違反広 告物除却活動実施要 綱の制定 < ボランティ ア制度 > ボランティア制度の募 集要項の作成 ボランティア団体の募 集	外部委託による違反 広告物の除却事務の 運用開始 住民ボランティアによ る違反広告物の除却 事務の運用開始(10 団体で計100人)				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は任務目的		市民が快適に暮ら	せるまちになる		
)K 9/1 11112F EC	業務2桁又は4桁手段 屋外広告物の簡易除却					
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	現在、職員により違反広告物(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)の除却活動を推進しているが、現状は、除却した後からすぐに新たな違反広告物が掲出されるなど、いわゆる「いたちごっこ」の状態が続いている。そこで、その対策として、次のとおり業務の改革を図る。市民自らか違反広告物を除却できるボランティア制度を創設し、市民との協働により、美しい街並みを維持する。 違反広告物の除却業務を外部委託することにより、専門化した体制を整備する。					
期待される 改革の効果	ボランティア制度の実施により、僅かなコストで美しい街並みの維持や公衆の危害防止になる。 外部委託にすることにより、作業者を安定的に確保できるとともに、人件費のコストを縮減できる。 ボランティア制度と外部委託との相互連携を図ることにより、除却作業の効率化及び財産価値の高い違反広告物の除却が可能になる。					
取組状況 及び 今後の方針	平成17年11月ボランティア制度を制定し、ボランティア団体を平成18年1月から募集した。 平成18年4月外部委託を開始し、ボランティア(12月現在:7団体·77人)とともに、違反広告物 の除却業務に取り組んでいる。					

担当所属	消防本部			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (77)	
改革事項	消防艇運営業務の外部委託(消防艇「あさかぜ」廃船)					
	昭和62年度に購入した消防艇の更新時期(平成19年度)を間近に迎え、効率面及び財政面から経費の削減を図るため、海上火災、水難救助をはじめとする海上防災について、消防艇の外部委託を行う。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画	沿岸防災救助ボート 購入配備 ボート搬送用車両の 更新(防災資機材搬 送車)	消防艇廃船 外部委託化				
業務棚卸表	上位又は任務目的		火災その他災害に	よる被害が少なくな	63	
VIV 373 1000- 1 = -	業務2桁又	は4桁手段	常備消防活動の維	持		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	消防本部では、海上災害に対応するため、港分署を防災活動拠点として、消防艇「あさかぜ」を配備し、対応してきたが、「あさかぜ」は昭和62年度に購入したもので、既に19年を経過しており、船体、機関部における老朽化が進み、年間の補修・保守等の維持管理費は800万円程度を必要としている。 平成17年度において機動性の高い救助ボートを中消防署に配備し、沿岸部及び内陸部のダム、溜池、河川における水難救助体制の充実を図るとともに、火災、油漏れ、海上水難事故に対応するため、消防艇の外部委託を行うことにより、経費の削減を図る。					
期待される 改革の効果	本外部委託事業については、海上の消防力の低下させることなく、大幅な経費削減効果が期待できる。					
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度には、消防艇運営業務の外部委託に向けて、沿岸部の水難救助体制の充実を図るため、救助ボート及びボート搬送車を購入し、中消防署に配備した。 平成18年度には、消防艇「あさかぜ」を廃船し、新たに消防艇の運営業務及び操作員について外部委託を図り、災害時における連携強化を図るため、機会を捉え訓練を行う。 平成19年度に現在配備している消防艇と同等のものに更新した場合には、約240,000千円の購入費が必要となり、さらに国庫補助金対象設備から外れたことから、全ての費用が市負担となる。また、今後の維持管理費についても毎年約8,000千円が必要となる。 消防艇委託することにより毎年5,940千円の委託費が必要となるが、平成19年度の消防艇購入費240,000千円及び毎年2,000千円の経費削減が図られる。 今後とも、委託内容及び訓練実施内容等について検討していく。					

担当所属	総務部人事課·職員研修所			改革番号 (集中改革プラン改革番号)	(80)	
改革事項	昇任制度の見直し					
	従来よりも意欲、能力、実績を重視した昇任制度とするため、係長級への候補者研修制度の導入を図る。					
改革内容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
及び 年次計画		職員研修結果と人事 考課を総合的に勘案 して係長級職候補者 研修を実施				
┃ ┃ 業務棚卸表	上位又は任務目的			用、市職員の能力		
	業務2桁又は4桁手段 効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の 果的活用			革による職員の効		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	従来から課長級、課長補佐級への昇任にあたっては、管理職候補者研修、準管理職候補者研修をそれぞれ実施し、人事考課や昇任内申等と併せて研修による効果測定を用いて、多角的に昇任を実施しているが、係長級への昇任については実施していない。係長級への昇任について、その昇任に研修による効果測定を活用する候補者研修制度の導入は、能力と実績等に基づく人事管理の充実強化を図るものである。なお、制度の導入にあたっては、公平性や公正性の確保に十分に配慮するとともに、年功的な要素をなくすことなど職員に対する意識改革に努める必要がある。					
期待される 改革の効果	能力と実績による中間監督者(広い意味でのリーダー)の選抜と養成。 仕事で努力し成果を出した人が報われるインセンティブを与えられること。 選抜の可能性に対するインセンティブを与えられること。					
取組状況 及び 今後の方針	平成18年度から係長級職候補者研修を実施した。					

担当所属	上下水道局水道施設課			改革番号 (集中改革ブラン改革番号)	- (105)	
改革事項	水源管理センター中央監視システムによる省力化					
	水源管理センターの中央監視システムを整備し、職員体制を見直す。また、楠水源地にてテレメータによる監視システムを導入する。					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
改革内容 及び 年次計画	中央監視システムの整備、停電対策用として無停電電源設備を 導入	楠水源地についてテレメータによる監視システムを導入				
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民に安全・安価でおいしい水道水を安定して供給する			
	業務2桁又	は4桁手段	水源の適正な運転管理を行う			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	いたものを一元化し、限られた職員の下で充実した信頼性の高い管理を行うための中央監視					
期待される 改革の効果	平成17年度から職員を23名から20名に減員し、夜間勤務を3名体制から2名体制にした。また、楠町との合併による効果は水源地管理要員約1名分が削減できた。					
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度に監視システム整備工事が完了し、職員体制については3名の減員となった。 三滝水源地遠方監視設備工事、電源設備工事が完了し、平成18年度事業である楠水源地の テレメータ監視システムの導入により、本事業は完了とする。					

行革プラン(平成19~21年度)用語解説集

あ行

アウトソーシング

アウトソーシングとは、Out=外部 Sourcing = 資源活用と訳され、外部資源の有効活用とすることを意味しますが、一般的には、行政や企業の業務のうち専門性のあるものや定型的なものなどについて、それを得意とする他の事業者や団体等に外部化することをいいます。アウトソーシングによって、限られた資源を中核業務に集中させることができ、それ以外の業務については、外部の活用により、業務の効率化や専門化等が図られる場合に有効とされます。外部委託等の推進や指定管理者制度の導入は、アウトソーシングに含まれます。

ISO14001

国際標準化機構(ISO、International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格。

国際標準化機構とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や品質管理規格(ISO9000 シリーズ)などを発行しています。環境マネジメントシステムとは、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことをいい、本市は、平成12年2月18日、市役所本庁舎、北館、市営中央駐車場について認証を取得しています。

インセンティブ

インセンティブとは、広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のことを意味します。人は、行動して結果を出すことで望む処遇や報酬等を手に入れることができるとき、組織が期待する行動を起こす可能性が高くなるといわれています。これがインセンティブの考え方であり、インセンティブを通じて、働く人が組織の望む行動を起こし、それが組織の望む結果を生み出すことで、組織戦略の達成を高めることができます。この場合、処遇や報酬等は、働く人の行動や努力を組織の戦略に方向付ける仕組みになります。

NPM

新公共経営(New Public Management)。民間部門の経営理論を公的部門にも広く適用し、公共部門にも広く適用し、公共部門の効率化とサービスの質の向上を図り、行政システムの改革を推進する考え方です。その基本原理は、経営資源使用に関する裁量権の拡大と業績/成果による統制、市場原理の活用(エイジェンシー、PFIな

どの契約型システムの導入) 顧客主義(住民をサービスの顧客とみる) 統制しや すい組織への変革、の4点とされています。

FAQ

よくある質問のこと(Frequently Asked Question)。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておくことがあります。この Q&A 集のことを FAQ といいます。

か行

外郭団体

地方公共団体と人的・資金的及び業務内容において極めて強い関連性を有する法人をいいます。明確な定義はなく、本市の場合、地方公共団体の出資又は出捐する法人すべてを含んで使う場合や一定以上の出資又は出捐比率の法人に限定する場合があります。また、国や地方公共団体の第一セクターではなく、民間部門の第二セクターでもないことから、第三セクターと呼ぶ場合もあります。国の定義によれば、第三セクターは、地方公共団体が出資又は出捐している商法法人又は民法法人とされています。

活動指標

アウトプット(Output)。どれだけのサービスを提供したか、遂行された仕事の量や 頻度を表す指標。指標例:健康診断受診者数、道路整備延長、下水道普及率など。

外部評価

評価の普遍性(市全体の目線) 客観性(特定の個人的主観からの脱皮)等を含め評価視点の多角化を図るために、市の担当部局が主体となって実施する内部評価によらず、市民や民間有識者など独立した第三者が行う評価をいいます。

行政評価

我が国で実務上使われるようになった言葉のため、地方自治体で実施される「行政評価」を一義的に定義することは難しい。一般的には、政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性又は効率性を評価することを目的として、計画(Plan)-実施(Do)-評価(See)と循環するマネジメントサイクルの中に位置づける、行政の現状認識及び課題を発見するためのツールをいいます。

業務棚卸表

市の課・室など組織を単位に作成し、何のために、何を、どこまでやるのか、その目

的を明らかにし、それを達成するための手段を体系的に記述するもの、組織の作戦書になるものです。評価では、目的に対する手段の妥当性を検証する作戦評価とそれぞれの成果又は活動指標による達成度を測定する業績評価を行います。本市のほか、静岡県や仙台市等で導入されています。

権限委譲

各部局が従来以上に自律的な運営を行うことができるように、これまで財政、人事、 総務等の内部管理部門が管理してきた予算、定数、組織などに関する権限を、各部局長 に移譲することをいいます。

行動基準、行動観察尺度

人事考課制度における評価手法の1つで、役職段階に応じてマネジメント、問題分析等の着眼点や具体的な行動類型による基準により職務行動を判定する手法をいいます。

国公・行政職(一)給料表

国家公務員に適用する俸給表(給料表のこと)で、一般職の職員の給与に関する法律 第6条別表第一に規定されています。機器の運転操作・庁舎の監視等行政職(二)防 疫・特許・船舶航空管制等専門行政職、税務職、公安職、海事職、教育職、研究職、医 療職、福祉職、指定職の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用されます。

本市の場合は、平成18年度から独自給料表による給与体系の見直しを行い、国公・ 行政職(一)に準じて構成し、9級制による新給料表を職員に適用しています。

国民保護計画

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法。平成 16 年 6 月制定、9 月施行)は、武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にすることができるよう国や地方公共団体等の役割分担やその具体的な措置を規定しています。国民保護計画は、この国民保護法と国の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画をいいます。

さ行

財源配分方式による予算編成

歳入に応じた歳出の組み立てを行う予算編成手法のこと。本市の場合、中期財政収支 見通しにより、財源の総額を把握した上で財源を各部局単位に枠配分します。枠配分財 源は一般財源とし、特定配分経費(公債費、扶助費、推進計画・繰出金(介護保険特別 会計等)など事前に個別調整を行い予め財源を確保する経費)と枠配分経費(人件費・ 市単独扶助費・繰出金・一般経費等など各部局に配分し部局の裁量により調整を行う経費)に区分されます。

市場化テスト

官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組み。 透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施 し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度をい います。国は、市場化テストの導入を図るため、「競争の導入による公共サービスの改 革に関する法律」を平成 18 年 6 月 2 日に公布し、平成 18 年 7 月 7 日から施行してい ます。

指定管理者制度

平成 15 年 6 月 13 日に地方自治法第 2 4 4 条の 2 の一部改正が行われ、公の施設の管理について、これまで管理者の範囲を公共的団体等に限定してきた管理委託制度を改め、民間事業者の参入を認める指定管理者制度が創設され、同年 9 月 2 日に施行されました。指定管理者制度は、公の施設の管理について民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上、経費の節減等を図ることをねらいとし、施設の管理に関する権限を指定管理者に委任するものです。また、その指定にあたっては、議会の議決を必要とします。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネル ギー源や供給形態の総称。化石燃料など高度成長期を支えたエネルギー源が、枯渇による エネルギー危機、燃料中に含まれる窒素・硫黄などによる汚染物質の排出(NOx・SOx) 二酸化炭素の排出による地球温暖化、また大規模水力発電による流域の自然破壊や生態系 への影響、さらに原子力発電においても安全性や核廃棄物の処理問題などさまざまな問題 を抱えることから、エネルギーの安定供給や環境負荷低減などの観点から開発が進められ 風力発電 ています。具体的には、 太陽光発電 太陽熱利用 廃棄物発雷 廃棄物熱利用 廃棄物燃料製造 バイオマス発電 バイオマス熱利用 バイオマ 温度差エネルギー 雪氷熱利用 クリーンエネルギー自動車 天然 ス燃料製造 ガスコージェネレーション 燃料電池 を指します。

スタッフ(対になる言葉 ライン)

ライン、スタッフ。組織内での位置づけやその性格を表す言葉。ラインとは、部長課長 課員のように直線的な命令系統や直系組織のことで、市役所の主要な仕事を直接的に担当する部門(直接部門)やそのライン上にいる担当者を指します。スタッフとは、ラインから外れて位置し、ラインの仕事を助ける働きを担当する部門(間接部門)や担

当者を指します。

ストックマネジメント

公共建築物における単なる機能の維持保全に留まらず、その時代のニーズに応え得るような改修や機能の追加を含む、建築物の長寿命化・延命化を目指す総合的な保全管理手法。解体して建て替えることに比べて、ライフサイクルコストを低く抑えられることや、CO2、廃棄物の発生抑制など、環境面でも有効性が認められています。

成果指標

アウトカム(Outcome)。本来の目的に対してどの程度の成果があったかを示す指標。 指標例:罹患率、渋滞箇所数、水質基準達成率など。

政策評価

政策評価は、包括的な行政評価よりも狭い概念です。行政の政策体系を政策、施策、 事務事業という階層に分けた場合の「政策」の評価という意味で使われることが多く、 地方自治体の中には、ベンチマークを策定し、その指標に従って評価することを政策評価と称している例もあります。

また、国の機関では、政策評価について、国の行政機関が政策の効果を測定・分析し、 客観的な判断を行うことにより、政策の的確な企画立案や実施に役立てる情報を提供する ものと整理しています。

説明責任

アカウンタビリティ。行政がわかりやすい言葉で政策・施策・事業などの行政活動の 意義や効果を市民に説明し、理解を求める責任。行政は、税金をはじめとする社会的資 源を利用して様々な行政サービスを提供していることから、資源が正しく使われている か、資源の利用方法は効率的か、現に提供している行政サービスは市民のためになって いるか、などについて市民に対して明らかにする責任をいいます。

戦略

組織の目標及びプライオリティ付けを行い、目標達成のための執行計画を策定することをいいます。

戦略計画とは、組織の使命、目標を明確にし、目標実現のための資源の割当や優先順位も示すとともに、さらに、当初期待した成果を測定することにより、計画の進行を管理し、さらにそれを業績測定によりフィードバックしていくプロセスを包含した計画を示します。

た行

地域手当

民間地域の賃金水準に応じ支給地域と支給割合を定め、基本給等の月額に支給割合を乗じて得た額を支給するもので、平成18年度から導入しています。平成17年人事院勧告で、公務員の基本給は、民間の全国平均の水準を基礎に定めているため、民間賃金が全国平均より低い地域では、公務員の給与が地場産業の賃金より高くなるという状況となっています。このため、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、全国共通適用される俸給表の水準を平均4.8%引き下げることとしましたが、この措置に伴い民間賃金の高い地域には、3%から最大18%までの地域手当を支給して民間賃金水準との均衡を図ることとしたものです。本市は、5級地、6%の支給割合です。

TQM

総合的品質管理(Total Quality Management)。民間のモノやサービスの生産において、会社全体を巻き込んで総合的に行う品質管理運動。

TQMは、方針管理、日常管理、QCサークルの3要素から構成され、現場の生産性と品質を管理していくために、第一線の人々が自ら問題点を発掘点検し、その克服に取り組んでいくというものです。

中核市

政令指定都市以外の規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実を図るために、政令指定都市に準じた権限を持つ中核市制度が平成6年度の地方自治法改正により創設されています。中核市は、全国で37市(平成18年10月1日現在)、中核市の要件は、人口30万人以上(国勢調査)を有することとされています。

定員管理

定員管理とは、地方公共団体が、総職員数を最小限に抑えることと、部門ごとに適切な人員を配置することを2つの要素とし、その目的は、市民負担を抑制しながら、人材を有効に活用し、「最少の職員数で最大の効果をあげる」ことにあります。職員定数は、職員定数条例で規定され、実際に配置する職員数はこの定数を超えることはできません。

DV

ドメスティック・バイオレンス、Domestic Violence。略して「DV」と呼ばれます。 ドメスティック・バイオレンスとは何を意味するかについて、明確な定義はありまんが、 一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力な どまで含めた意味で使っている場合もあります。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」、「夫(妻)・パートナーからの暴力」などという表現を使用しています。

な行

内部管理部門

人事、財政、企画、会計、管財、調達契約、ITなど行政サービスに必要な人的資源、 資金、物資、施設、情報等の供給を行う業務部門のことをいいます。

は行

ベンチマーク

具体的な測定基準(ベンチマーク)を設定し、他の事例と比較対照することによってサービス、経営の評価を行うこと。行政のマネジメントにベンチマーキングを導入することにより、他との比較対照を可能とする客観的な基準が得られること、指標の選択段階で何が重要な目標か絞込みが行われること、指標を公開することによって行政の目標を市民にわかりやすく説明することなどのメリットがあるとされています。

保健所政令市

保健所政令市とは、地域保健法第5条第1項で定められた制度で、政令指定都市、中核市、その他の政令で定める市が、保健所を設置する市とされています。なお、厚生労働省の指針では、「保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することが望ましいことから、人口30万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること」とされています。

保健所で行う業務としては、精神保健、感染症、医事・薬事、食品衛生等があります。

ま行

マネジメントサイクル

行政活動について、計画(Plan) 実施(Do) 評価(See)のサイクルを 絶えず循環させ、徐々に活動の質を上げながら、組織運営を行っていく手法をいいます。

目標管理

目標管理は、どのような管理をやれば最も効率がよく、大きな成果が期待できるかというマネジメントの研究から生まれた考え方であり、「自己統制による目標による管理」と呼ばれます。目標管理では、仕事の仕方を細かに指示し、命令するような管理ではなく、担当者自身に、最終的にどういう結果を得るのか、どこまでやるのかという目標を

明確にさせます。そして、その進め方や実行段階の管理を担当者に任せて成果を大きく しようとするものです。

モチベーション

何かを欲求して動かす(される)ことで、目標(ターゲット)を認識し、それを獲得し実現するために、方向づけたり行動したりすること。一般的には、仕事に対する動機づけ、やる気、意欲のことで、業績を高めるために、職員のやる気をいかに高めるかといった場合に使われる表現です。

モニタリング

一般的に日常的かつ継続的な点検のことを意味しますが、指定管理者制度におけるモニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例及び規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段で、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視(測定・評価)し、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのことです。モニタリングの目的は準拠性の確認にあります。

ら 行

ラスパイレス指数

給与水準の比較に用いられ、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の 給与水準を指数で示したものです。比較しようとする地方公共団体の職員構成を国家公務 員の職員構成と同一と仮定して、比較対象団体の仮定給料総額(比較対象団体の学歴別、 経験年数別の平均給料月額に国家公務員の職員数を乗じて得た総和)を、国家公務員の実 給料総額で除して得る加重平均方式で算出します。

わ行

Y S O

Yokkaichi Saving the Earth Outline (地球を守るための四日市市役所職員行動要領)。市役所もひとつの事業主体として、行政活動から生じる環境負荷を軽減していくため、本庁等で実施しているISO14001に基づく環境マネジメントシステムを核に、全公共施設へと拡大し、行政活動からの環境負荷の低減、市民、事業者の環境保全行動の一層の促進を図るために、本市独自で策定している環境マネジメントシステムをいいます。

ワンストップサービス

ワンストップとは「一カ所または一回で」という意味を持ち、関連する手続きや各種

サービスを同時に完了できることをいい、住民登録、国民健康保険、子どもの転校手続等複数の手続処理を1か所で行えるようにすることです。